

第六十一回
国会

参議院石炭対策特別委員会會議録第八号

昭和四十四年四月九日(水曜日)
午後一時四十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 阿貝根 登君
理事 鬼丸 勝之君
川上 為治君
小野 明君
藤原 房雄君

委員

石原幹市郎君
剣木 亨弘君
西田 信一君
松平 勇雄君
吉武 恵市君
米田 正文君
大矢 正君
原田 立君
片山 武夫君
須藤 五郎君

衆議院議員

議長 岡田 利春君

国務大臣 通商産業大臣 大平 正芳君

政府委員

通商産業省鉱山
石炭局長 中川理一郎君
通商産業省鉱山
石炭局長 長橋 尚君
通商産業省鉱山
保安局長 橋本 徳男君
労働省労働基準
局長 和田 勝美君

事務局側

常任委員会専門
員 小田橋貞寿君

参考人

石炭鉱業合理化
事業団副理事長 田口 良明君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱業国有法案(衆議院送付、予備審査)

○日本石炭公社法案(衆議院送付、予備審査)

○派遣委員の報告

○当面の石炭対策樹立に関する調査(空知炭鉱の出水事故に関する件)

○石炭鉱業合理化事業団の業務運営に関する件

○委員長(阿貝根登君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

当面の石炭対策樹立に関する調査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿貝根登君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(阿貝根登君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿貝根登君) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律案、以上三法案を一括して議題とし、通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたします。大平通産大臣。

○国務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました三法案の提案理由及び概要を御説明申し上げます。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今日の石炭鉱業が深刻な若境に立たされていることは、御承知のとおりであります。この事態に対処するため、政府といたしましては、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申の趣旨を尊重して、去る一月、今後の石炭対策について閣議決定を行なった次第であります。

この新石炭対策におきましては、わが国のエネルギーの安定的供給、雇用の安定、地域経済の発展など国民経済的観点から総合的施策を講ずることといたしております。閉山対策の面におきましては、石炭企業が閉山を行なった場合に、その従業員、鉱害被害者、周辺産炭地域の中小商工業者等に多大の影響があることは、いまさら申し上げるまでもありません。特にいわゆる企業ぐるみ閉山の場合には、多額の未払い債務の弁済ができな

いため、産炭地域に対する影響はさらに著しくなることが懸念されますので、社会的混乱の防止にも配慮して、新たに石炭鉱山整理特別交付金制度を設けることとした次第であります。

また、石炭企業が、個別企業の利害を越えて全体の合理化をはかるため、いわゆる体制整備を行なうべきことが重要でありますので、鉱区の再編・調整及び流通の合理化等を重視し、地域の実情に応じて、共同行為、事業の共同化等の実施を推進することとしております。これらの措置

を講ずることに伴い必要となります制度の追加及び改善を主たる内容として、今回この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。今回の改正の第一点は、今後やむを得ず生ずる企業ぐるみ閉山による社会的混乱を防止するため、石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱山整理特別交付金を交付する制度を追加することです。

この交付金は、閉山を行なう石炭企業がその資力をもってしては支払うことができない従業員関係債務、一般債務、鉱害債務及び金融債務のそれぞれについて一定の限度までは充足が可能ないように所要の金額が交付されるものであり、その全額について石炭鉱業合理化事業団がその会社にかわって弁済することとしております。

第二点は、石炭企業の経営の合理化を徹底せしめ、必要な場合には、採掘権者または租鉱権者が相互に協力して事業を行なうか、またはその事業を一体的に運営するための体制を整備するために必要な勧告制度を設け、また、石炭の流通の円滑化及び石炭の販売業者の相互協力をはかるための共同行為の指示制度を設けることとしております。

このほか、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和四十五年度から昭和四十八年度に改めること、採掘権者または租鉱権者が、石炭鉱業合理化事業団に納付する納付金の限度額を引き上げることなど、所要の改正を行なうこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

次に、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今日の石炭鉱業が深刻な若境に立たされていることは御承知のとおりであります。この事態に対

処いたしますため、政府といたしましては、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申の趣旨を尊重して、去る一月、今後の石炭対策について閣議決定を行なった次第であります。

この新石炭対策におきましては、わが国のエネルギーの安定的供給、雇用の安定、地域経済の発展など国民経済的観点から総合的施策を講ずることといたしております。現在の石炭鉱業の危機は、資金繰り面の悪化に集約的にあらわれており、金融機関及びその従業員に対する債務の償還の過重な負担を取り除かない限り、石炭鉱業の経営基盤の回復、安定を期しがたい状況にあります。このような現状にかんがみ、今回の石炭対策におきましては、その重要な一環として、総額一千億円の石炭の再建交付金の交付の措置を講ずることとしたのであります。これに伴う必要となります制度の追加及び改善を主たる内容として、今回の法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。今回の改正は、再建交付金の交付に関する規定を追加することであり、再建交付金は、再建整備計画について本法施行の後新たに通商産業大臣の認定を受けた石炭企業に対し、その負っている債務の償還とそれにかかわる利子の支払いに充てるため交付するものであります。

その際、再建交付金の交付の対象とし、は、金融機関からの借り入れ金債務とともに、従業員に対して負っている賃金の支払いの債務などのいわゆる従業員関係債務をも含めることとしております。なお、借り入れ金債務のうち、昨年十月から本年四月までの間の石炭鉱業の運営に特に必要であったものについては、所要の配慮をいたすこととしております。このため、再建交付金を受けようとする会社についての再建整備計画の作成、再建交付金交付契約の締結等につきまして、新たに規定を設けることとした次第であります。

このほか、再建交付金制度の一環として、いわゆる担保抜きを行なうことにより石炭企業の資金

調達を容易にすることを目的として、特別の損失補償を行なうことができることとしたしております。以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

最後に、石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今日の石炭鉱業が深刻な苦境に立たされておりますことは御承知のとおりであります。この事態に対処するため、政府としては、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申の趣旨を尊重して、去る一月、今後の石炭対策について閣議決定を行ないました次第であります。

この新石炭対策におきましては、今後の石炭鉱業の再建をはかるため諸般の対策を強力に推進することとしたところであります。なかんずく、石炭鉱業安定補給金制度の拡充は、今回の対策の重要な一環をなすものであります。

すなわち、石炭鉱業安定補給金につきましては、その交付先企業の範囲の拡大及び補給金の額の引き上げをはかることといたしております。その反面、石炭鉱業安定補給金の交付を受ける石炭企業におきましては、真にこれを石炭鉱業の再建目的に沿って使用することが要請されるところであります。このため、これら企業の経理の適正化について所要の法規制を行なう必要があると考え、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。第一は、石炭鉱業経理規制臨時措置法の適用を受ける会社として、石炭鉱業安定補給金の交付を受け、かつ、石炭の年間生産数量が一定規模以上である会社を新たに指定することにより、これらの会社が行なう利益金の処分等について所要の規制を行なうとするものであります。

第二は、本法の有効期限を昭和四十五年度末から今回の石炭対策の目標年度である昭和四十八年度末まで延長することとあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要で

あります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(阿具根登君) 石炭鉱業国有法案、日本石炭公社法案、以上二法案を一括して議題といたします。提出者から提案理由の説明を聴取いたします。

衆議院議員岡田利春君。

○衆議院議員(岡田利春君) 私はたゞいま議題となりました石炭鉱業国有法案並びに日本石炭公社法案について提出者を代表し、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

戦後日本経済再建のにない手となった石炭鉱業は、その後石油の進出により急速にその需要が減少し、千二百円炭価の値下げとともにスクラップ・アンド・ビルド政策が施行され、その結果失業者のはらん、関連中小企業の倒産を引き起こし、産炭地域は荒廃して大きな社会問題となり、労働者を中心として、中小企業者、住民、自治体、一体となって政府に石炭政策の転換を迫ったのであります。

昭和三十七年四月、政府は石炭鉱業調査団を編成し、第一次、第二次、第三次の答申がなされたのであります。ことに第三次答申は抜本策として一千億円の債務の肩がわりという私企業への異例の措置であったのであります。しかしながら、これらの諸政策もことごとく失敗に終わり、石炭鉱業の全面的崩壊は必至の情勢となってきたのであります。

かくして、政府は石炭鉱業審議会に答申を求め、昨年十二月二十五日第四次答申がなされたのであります。この第四次答申の基調は再度一千億に及ぶ債務の肩がわりを中心とする五年間四千億程度の財政支出を行ない、この間に炭産規模を三千五百万トン程度に縮小しようとするものであります。

この答申は、私企業としての経済的基盤を完全に失っている個々の企業をそのままの形態にして

再建交付金を交付するものであって、全く従来の政策を踏襲したのみであります。これは金融機関の救済と個別企業対策であって、石炭の産業政策ではありません。再び過去の失敗を繰り返すことは火を見るよりも明らかであります。

私は今日までの政府の政策について、その欠陥を指摘しつつ政策の提言をいたしたいと思っております。

第一に、従来の政策の最大の欠陥は個別企業対策に終始したということとあります。相次ぐ答申が挫折した原因にはもちろん予想以上の重油価格の低落、諸物価の高騰などがありますが、政策を策定するに際して提出された各社の計画が常に会社の利害の上に立つてつくられ、さらに答申に基づき再建計画の実施が無秩序に行なわれ、計画がそごを来たしたという事実を見のがすことはできないのであります。第四次答申による石炭再建策もその轍を踏むことは確実であります。

第一次答申以来各社は競って、第二会社化、閉山、首切りを進め、五年間逐次実施する予定のスクラップ計画をわずかに一年間で強行し、その後における合理化もベアスアップの抑制、労働時間の延長、組長の導入等全く非近代的な方向で行なってきたのであります。この結果、大災害の頻発となり、労働者に炭鉱の将来に対する展望と希望を喪失させ、離山ムードをかり立て、ついに計画出炭体制を経営者みずから放棄するに至ったのであります。

第二には、かように企業内合理化は非合理化の段階まで落ち込んでいるのかかわらず、企業間の合理化は全然放置されてきたということとあります。石炭鉱業の近代化を阻害しているものは、明治以来の先願主義による炭産の大手炭産の独占に錯綜する炭産の分布によるものであります。炭産の統合は石炭の生産構造整備の基本であり、近代化が著しくおくれにいたしたところから、早くより国有化が叫ばれていたのであります。イギリス

の国営、フランスの公社管制度は大胆な鉱区の統合再編成でもあったのであります。したがって、生産基盤の整備を行なわずして石炭鉱業近代化はあり得ないのであります。

次に、石炭鉱業の近代化のおくれはその流通機構にも見ることができるところであります。わが国においては数百種に及ぶ銘柄があり、しかもこの輸送コストの高い石炭の交錯輸送が行なわれている現状であります。最近石炭の供給構造が変化し、北海道に重点が移行し、さらに石炭各社の出炭と販売シェアが変わりつつある今日、流通機構の一元化が緊急な課題であります。石炭の需要は電力並びに鉄鋼が大宗を占め、いわばその大部分が政策需要であることから販売における競争はもはや意義を失っているものであります。今日まで政府がこれらの根本的問題の解決に手をつけようとしなかったところに、わが国の石炭鉱業の悲劇があると言わざるを得ません。

第三には、今後の石炭政策において最も重要な問題は、いかにして労働力を確保するかということとあります。鉱山の命数は鉱量によってきまり、個々の炭鉱に就職することは若い者にとって永遠の職場たり得ないのであります。高温多湿の地底に、しかも災害の多い職場で、低賃金で、退職金すら確保の保証のない状態において、労働力の吸収が困難であることは当然であります。それには災害を防止し労働条件を引き上げ、現在のような各炭鉱別雇用でなく、石炭鉱業全体としての雇用形態に改め、少なくとも現存する技術者並びに労働者を確保しながら若い労働力の養成をはかることが必要であります。

第四には膨大な債務と残存鉱害の処理の問題であります。欧州各国とも石炭政策については多くの予算を計上して保護助成政策をとっているのがあります。わが国のごとく私企業たる個別会社政府が債務の肩がわりをした例は皆無であるとともに、企業間においてきわめて不公平な施策となつてゐるのであります。しかも一千億の肩がわりでは立て直しが困難であることが判明した今日、個別企業を再編成し、公的機関に統合してこの債務の整理と鉱害の処理を行なう必要がありま

す。

以上の観点より、これらの問題を総合的に解決する方法は、炭鉱を国有化して公社において経営する以外にないと思ふのであります。

わが国におけるエネルギーの消費は年々経済の成長率とほぼ同一テンポで増加しているのがあります。これがために供給源の分散化、海外原油の開採、備蓄等の対策が進められ、増殖炉等発電用原子炉の開発が期待されていますが、国内資源である石炭鉱業の継続的安定こそ最も確実な安定供給であります。また鉄鋼生産の飛躍的な増大に對処し、その原料炭の確保は、最も肝要であり、国内炭のみではなく、海外開発もみずから行なう体制の確立が必要であります。

国民総生産は世界第三位に達したわが国経済において、今日の出炭規模程度の維持はけだし当然といわなければなりません。

かかる見地に立つて、以下石炭国有法案の概要について説明申し上げます。

第一章は目的についての規定であります。石炭がわが国における重要エネルギー資源であり、エネルギーの将来にわたる安定的供給を確保する上に重要な地位を占めていることにかんがみ、石炭の掘採、取得及び輸入の権能を国に専属し、計画的、合理的な生産及び供給を確保し、石炭鉱業の継続的安定をはかり国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。

第二章は前述のごとき目的に基づき石炭鉱業に對する国の権能を規定しました。しかして、その権能の実施は日本石炭公社をして行なはしめることにいたしましたのであります。

第三章は石炭需給計画について規定いたしました。石炭審議会の意見を聞き、毎年通商産業大臣が当該年度以降五カ年間の需給計画を定めることにいたしましたのであります。

第四章は石炭審議会の規定を設け、公社の労働者、需要者、学識経験者からなる四者構成とした

しました。

第五章は石炭鉱業等の買収について規定いたしました。買収の価格方式についてはわが国における従来の鉄道国有法、日本製鉄株式会社法、日本発送電株式会社法の場合、並びに欧州における国有法、公社法の場合の方式等を検討いたしました。わが国における石炭鉱業の企業経営の実態から一定期日前一定期間の平均株価を基準として評価することとしたしました。これらは政令によって定めるわけでありましたが、わが党としては国有法案が国会に提出された二月十八日前一年間の株価平均といたしたいと存じます。

非上場の会社については評価審査会において上場会社の買収価格を考慮しながら資産を評価し、それから負債を控除した額を基準とすることとした。兼業会社は政令による基準によつて指定し、当該企業の石炭部門を買収することとした。この評価は非上場の場合と同じ方式をとることとした。現在稼働していない鉱業権については消滅することとし、その際これによつて生じた損失について補償することとした。買収時において鉱業権者等が有する権利、義務は国が承継し、直ちに公社に引き継がれるものとした。これら買収代金並びに補償金については、国債証券を交付し二十年以内に償還することとした。

なお本法律施行に伴う諸種の法律の整理については別に施行法を提出する所存であります。

次に、日本石炭公社法案について説明申し上げます。

第一章において日本石炭公社は国有法に基づき、石炭の掘採、取得、輸入、販売、海外を含め未開発炭田の開発等の業務を行なうことを規定いたしました。輸入業務は委託を行なうことができると規定し、また販売についても小口等は従来どおり商社を通じ販売するつもりであります。資本金は二百億円と全額政府出資といたしました。

第二章に業務運営の重要事項を決定する機関とし経営委員会を設け学識経験者、労働者を代表する委員と公社を代表する特別委員で構成することにいたしました。

第三章は役員並びに職員について規定いたしました。職員の身分関係については公社と労働組合との協約並びに就業規則に譲ることにいたしました。

なお、職員の労働諸権につきましては、ILO結社の自由に関する実情調査調停委員会のドレイヤー報告書の「すべての公有企業が、関係法律上区別することなく、同一の基盤で取り扱われることは適当ではない」と述べている勧告に基づき、本公社の職員は公労法の適用を受けず一般労組法、労調法の適用を受けることにいたしました。

第四章は財務及び会計について規定いたしました。この点に關し、現行の三公社と異なる点は給与総額を設けず、かつ予算上不可能な資金の支出を内容とする協定を締結したときは、その協定締結後十日以内に必要な補正予算を国会に提出しなければならぬ旨の規定を設けました。

その他石炭債券発行等の規定を設けました。以上が日本石炭公社法案の概要であります。すでにわが国と同じく石炭を私企業として会社別に経営をしてきました西ドイツにおいては、昨年石炭鉱業の適応化と産炭地域の健全化に關する法律が成立し、ルール石炭鉱業株式会社が発足し、ルールにおける二十九炭鉱会社中二十四炭鉱会社を吸収統合し、その下に七社を置き、石炭生産シェア約八十数%、従業員十九万人の一大体制整備を断行し、今後二十年間にわたる西ドイツ石炭鉱業の安定を目ざしているものであります。

また、わが国においても第四次答申に至る間においては、石炭経営者側から、全国一社化案、三社化案、販売機構の一元化案が提案され、またいわゆる植村構想が検討された経緯もあり、石炭の長期安定のためには、いままの体制的解決が不可欠の要件となつてゐるのであります。今日までの石炭政策のきびしい反省と、石炭鉱業の実

態を直視すれば、石炭鉱業の国有、公社化が最善の道であると確信するものであります。

わが党政権下であるならば、当然エネルギー全体を把握し管理する方式をとるべきであります。が、現在の政治的分野を配慮して、この崩壊しようとする石炭鉱業に限定し、その立て直しをはかり、国産エネルギー源を確保する見地から、石炭鉱業国有法並びに日本石炭公社法案を提案する次第であります。

何とぞ、本法案がすみやかに審議され、可決されんことをお願いいたしまして、提案の趣旨説明といたします。

○委員長(阿貝根登君) 以上の五法案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(阿貝根登君) 次に、当面の石炭対策樹立に関する調査を議題といたします。

去る四月七日、八日の両日にわたり、当委員会から派遣いたしました雄別炭礦茂炭礦所におけるガス爆発による災害状況調査のための派遣委員から報告を聴取いたします。鬼丸君。

○鬼丸勝之君 今回の委員派遣につきまして、調査の結果を御報告いたします。

去る四月二日に発生した雄別炭礦株式会社茂炭炭礦のガス爆発事故の実情調査のため、本委員会から阿貝根委員長、藤原理事、大矢委員と私、鬼丸の四名が派遣されました。

ところが、出発当日の七日、空知炭礦株式会社、空知炭礦において出水事故が発生したとの報告を受けまして、派遣委員において協議の結果、日程を一部変更して空知炭礦災害の実情をもあわせて調査することになりました。

派遣期間は四月七日及び八日の二日間、まず七日の午後には札幌において札幌鉱山保安監督局、札幌労働基準局から災害の概況、今後の保安対策、被災者及び遺族の救済措置につき説明を聴取いたしました。

翌八日赤平市役所において雄別炭礦株式会社各事業所のあります市町村、すなわち赤平市、阿寒

町、音別町及び白糠町の当局からの陳情を受け、その後災害現場であります茂炭炭礦におもむきました。

茂炭炭礦では、まず会社側から災害の概要及び当面の対策、特に茂炭炭礦を分離して第二会社とする案の説明がありまして、これに対して派遣委員からきびしい質疑が行なわれました。続いて労組、職組の代表と面談し、その意見、要望等を聴取いたしました。

この後に出水事故のありました空知炭礦に参りました。空知の事故は、排気風道昇りをハッパで掘進中、突然出水し、土砂くずれを伴って下の風道になだれ込み、係員一名と掘進夫四名が行くえ不明になったものでございます。災害が起こりましたのは、四月七日の九時三十分ごろ、私どもが空知炭礦に参りましたのは八日の十四時で、災害発生後すでに三十時間を経過しておりましたが、救出作業は意外に難航し、会社側も保安要員を除く全員をあげて救出作業に投入し、労組も事故の責任はあとに徹底的に追究することとし、当面は救出に全力を尽くすという態度を表明しておりました。結果としましては、九日午前零時二十五分、全員救出に成功という朗報に接したわけでありまして、この出水がどこからきたのか、原因の究明と責任の追究を忘れてはならないと思うのであります。

次に、茂炭炭礦について調査の概要を報告いたします。当礦は桂本坑、柏露頭坑、桂第三露頭坑の三坑を有し、今回の災害の起こりました桂本坑は最も大きく、かつ、甲種炭鉱でございます。稼行の区域は大別して一の沢区域、鴨の沢区域、柏区域に三分されておりますが、今回の災害の発生箇所は柏区域七片十一番層深い山形切替り付近と見られます。ガス爆発が起こりましたのは四月二日十三時二十分ごろで、七片運搬坑道におりました運搬係員が圧風を感じて鉱務所に急報、十分後の十三時三十分、全坑内就業者に退避命令が出されて、各入坑者は係員指揮のもとにおのおの昇坑し、十四時三十分退避を完了いたしました。し

かしながら、爆発地点に近い七片十一番層深い並びに入排気側に配番されておりました五十四名中十八名は爆発により即死、残り三十六名は自力脱出あるいは救護隊によって救出されましたが、このうち二十六名が病院に収容されました。この二十六名中一名は五日十二時三十分死亡し、九名はその後退院いたしました。したがって、四月八日十二時現在において入院しております者は十六名であります。なお、当初美唄労災病院に入院した者のうち十三名については大型高圧酸素室による治療を行ない、数名の者は病状が軽快し退院いたしました。その後なお引き続き治療を必要とする者は四名であります。いまのところCO中毒後遺症患者発生の可能性は少ないとことであります。

次に、死亡者の遺族に対する労災保険による補償の状況について申し上げます。遺族補償費については、前払い一時金で最高九十一万六千円、最低四十万二千円、総額千二百七十三万一千六百円、年金で総額四百五十九万五千三百円となっております。このうち葬祭料につきましては全員について支給を終わり、遺族補償費も組夫二名については前払い一時金の形で支給されております。なお、このほかの人々に対する遺族補償費については年金によるか、前払い一時金によるかの意思表示を待って、直ちに支払いができるよう準備しつつあるとでございます。なお、このほかには社内預金と退職金が算出されておりますが、組夫二名については不明であります。

次に、今回の事故の原因について申し上げます。爆発地点は先ほど申し上げましたように七片十一番層深い山形切替り付近と推定されておりますが、原因につきましては、現在鉱山保安監督局において調査中でありまして、ハッパによるガス爆発であるという見方が有力であります。

ハッパ作業の直前にはガス量を測定することが義務づけられておりました。一%以上ではハッパ作業は禁止されておりましたが、このガス検定に手落ちがなかったかどうか、大いに疑問のあ

るところであります。この疑問がもし当たるとすれば、今回の事故は保安技術以前の事故、別の表現をもってすれば、昭和初期ごろのまことに単純幼稚な事故であるということができそうです。通産省におきましても、積極的にこの方向で事実認定をすみやかに行ない、経営者の責任を厳重に追究するという姿勢を打ち出してあります。従来、とかく裁判をしてみなければ事故の原因は断定できないということで、結局責任の追及がうやむやになるといううらみがあつたのでございまして、今回の通産省の態度は大いに評価されてよいと考えます。

茂炭はもとともガスの多い山でありまして、昭和十年五月五日九十五名の死者を出した事故をはじめ、戦後の昭和三十年十一月一日には六十名の死者を出すガス爆発事故を起こしております。その後、坑内保安に力を入れて、十三年余にわたって犠牲者を出さずにきたわけでありまして、四千億以上の金を注ぎ込む新石炭政策が実現するかどうかというこの重大な瀬戸際におきまして、このような保安の手抜きと見られる原因によって多くの犠牲者を出したことは、まさに痛恨のきわみと申すばかりありません。

今後の対策としましては、ハッパによる爆発災害防止のためのガス測定の励行、超高安全度ハッパの開発等、事故の絶滅を期して、きめのこまかい保安対策をさらに強力に推進すべきことはもちろんであります。何よりも今回の事故について責任の所在をはっきりさせ、特に経営者側に社会的責任を徹底的に果たさせることが根本だと思うのであります。これこそが石炭産業を再建する道につながるものであると信ずるのであります。

なお、茂炭炭礦の生産の再開及び再建につきましては、以上申し上げました保安対策の確保を前提として考えなければならぬのは当然であり、この点各委員一致して会社当局に強く反省を促したのであります。地元赤平市商工会、また会社の労組、職組、いずれも炭礦の存続を熱望いたしておりますが、会社の経営者側がいま申しましたよ

うな保安対策の完全実施、あるいは人事、労務管理の適正化について自主的な努力を払い、また所要の資金対策等につきましても他力本願によらず、みずからの責任において将来のビジョンを確立して対策を確立しなければならぬと思うのであります。会社がその社会的責任を十分自覚して、合理的な再建策を打ち出すということになれば、政府においてもこれを十分に指導し、援助することが必要であると認めた次第でございます。以上をもちまして派遣委員の報告を終わります。

○委員長(阿員根登君) 以上で派遣委員の報告を終わります。

続いて空知炭礦における出水事故について、政府側から報告を聴取いたします。橋本鉱山保安局長。

○政府委員(橋本徳男君) たゞ重なる事故につきまして、まことに申しわけないと存じておりますけれども、空知炭礦につきましては、御承知のように七日九時三十分ごろでございますが、風道の二号昇りでハッパをかけた際に、ヘドロが流出いたしました。それがハッパ係員並びに他の四名の作業員をのみ込んだのではないかとということで行くえ不明となっております。その後、さっそく鉱山保安監督局はもちろん、当省といたしましても石炭課長が現場に急行いたしました。全力をあげてこの救出作業に当たるといふ方法をとりましたが、作業は非常に難航いたしました。ヘドロの流出があまりにも多く、作業に非常な困難を来したわけでございますが、それでもいろいろな経験からいたしまして、こういうハッパをかける際におきましては、多くはかなり安全な場所に退避しておるといのが通例でございますので、そういう望みを託しながらこの作業に当たったわけでございます。

幸いにいたしまして、本朝零時二十五分でございますが、全員が無事に救出されたわけでございます。労使双方全力をあげたこの努力につきましては、われわれは非常に感謝をしております。しか

し、どうしてこういう形になったかということにつきましましては、ただいま鬼丸先生の御報告にもありましたように、やはりこういう事故を起こすにはそれはそれなりの理由がなくてはならないという意味におきまして、こういったハッパをかける際における周辺の調査が十分に会社として行なわれておったかどうか、また事前のそういった調査に合致しまして、会社全体として今後どういうふうにかいった事故の再発を防ぐために処置をとっていくかといったような問題につきましては、引き続き十分な調査をいたしまして、しかるべく適宜の措置はわれわれとしても講じてまいりたいというふうに考えております。

○委員長(阿員根登君) ただいまの派遣委員の報告等に関連して質疑のある方は御発言を願います。

なお、参考人として石炭鉱業合理化事業団副理事長田口良明君が見えております。

○大矢正君 ただいま報告がありました茂尻炭礦の爆発事故について、調査団の一人として、政府側に二、三お尋ねをいたしたいと思います。

先ほどの報告にもありましたとおり、今回の茂尻炭礦の爆発事故の原因というものはきわめて単純であり、また簡単な調査によってもおおよそその原因がどこにあったかということとは推定のできる内容のものであります。それだけに、今日石炭問題と取り組んでおります私どもとして、きわめて遺憾であると言わなきやありません。いま政府の新石炭対策を中心として、今後五十年間で四千萬円の国費を投じて石炭産業の長期安定をはかるために、その法律のあるいは予算的な措置を私どもが検討しているさなかにこういう事故を引き起こした、しかも原因があまりにも単純であり、明らかに怠慢であり、そうしてまた注意力が散漫であり、はたしてきびしい今日の石炭情勢の中で企業を存続していこう、産業を存続していこうとする意欲があるのかどうか、疑わしいようなこの種の事故に関しまして、私はまず第一に経営者がどういう責任をとらうとしているのか、そうしてま

た政府自身も私どもと同様なことを考えておられると思ひます。がゆえに、政府自身は今日まで茂尻炭礦それ自身に対して会社側との間にどういう折衝の経過があるか。他の炭鉱を含む全炭鉱の保安確保についてはあらためて質問をいたします。が、第一として、茂尻炭礦に関連する会社と責任のあり方を今後どうするつもりか。特に再建計画を立てない限り山の存続はむずかしいといわれておりますこの炭礦であるだけに、経営者がどのような判断を持ち、通産省と折衝をされておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) 最初に、このような大災害を惹起いたしました、国民に対してはもとよりでございますが、国会におかれましてはたいへん御心配をかけまして、責任者といいたしましてまことに申しわけなく存じております。

通産省といたしましては、今回の災害につきまして、中央鉱山保安協議会の答申の線にも沿ひまして、鉱山保安によるきびしい態度でその措置に臨む方針でございます。その旨会社側に通告をいたしましたところ、会社側もその責任の重大性を痛感して、本日社長名をもちまして、当礦山の保安統括者たる所長を解任する旨連絡を受けたのでございます。当省といたしましては、会社が社会的な責任の自覚に立つてこのような措置をいたした以上、この措置を了承することにいたしましたと考えております。

○大矢正君 いま私が申し上げましたとおり、茂尻炭礦それ自身は経営存続のために重大な時点に立たされておりますが、この種の事故というものが起こるようでは、先行き安心をして経営をまかすことができないという判断が出てくると思ひます。ただ私は、茂尻炭礦を閉山せいか、その他経営の形態を変えろというのではなしに、経営者が保安確保についてどの程度のこれから熱意をもつてやるかということが第一だと思ひます。し、それからいま一つ問題なのは、保安の確保が長期にわたってはかられるし、重ねてこの種の事故がこの炭礦においては起こらないという前提が

ない限り、再建計画というものをかりに労使がまとめたとしても、議論することはこれはさか立ちになりますから、そういう意味でこの茂尻炭礦に対して、政府としては保安確保の責任体制は、所長の更迭だけで問題が解決したと判断されておるか。あるいは別途にこの炭礦に対する保安の確保についての具体的な指示その他を行なつて保安の万全を期するという態度をお持ちなのか。この点についてのお答えを局長から願ひたいと思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) お尋ねのようなことがございますので、過日大臣のところに石炭協会加盟の全社の社長を呼びまして、大臣から説教を加えてもらったわけでございますが、その趣旨は二つございまして、今回の石炭対策、御審議を願っております法案等が実現いたしました時におきまして、いま御指摘のように、再建交付金の交付を受けるということに相なりました場合のことでございますが、今回私どもが考えております対策の中でも、保安確保というものは何にも増して優先して取り組むという姿勢でございますが、このことをより一そう明確にいたします趣旨におきまして、ただいま御審議いただいております法律案の考え方では、再建整備計画というものを取り扱うに際しまして、長期的な保安計画の提出を求め、そのことによつてその炭鉱の保安確保というもののについて長期的な見通しが私どもとして判断できない限り、場合によつては再建交付金も交付いたさないという制度に相なっておりますことをよく思い起こしてもらつて、二度とこのような事故のないように、あるいはまた慢然と経営していつて、再度財政援助を求めるといふことのないように、今回の政策の中で長期的な保安確保の見通しを経営者としてはつきり持つてもらいたいということをお大臣から言つてもらつたわけでござい

ます。第二点は、今回の政策が実行に移されます段階におきまして、ただいまの保安確保も当然のことでございますが、本委員会でもいろいろ御議論の

ございました全体としての体制整備、その他のおの企業内での努力はもとよりのこと、企業間全体としての合理化というものについて真剣に取り組んでもらって、せっかく用意しておる新しい対策の上で、石炭鉱業がほんとうの意味で再建できることをひとつよりよく検討し、いまからその準備に入ってもらいたいということを大臣から言っていたのでございしますが、御指摘のとおり、保安の確保というものを具体的にその計画を取り寄せて、保安局長のほうで十分見ていただいて、私どもも今回の施策を進めてまいりたいと考えております。

○政府委員(橋本徳男君) 仰せにつきましては、いま石炭局長が申し上げましたとおりでございします。長期にわたる計画につきましては、この再建整備法が通りまして、将来この山がいろいろな危険な条件に遭遇した場合に、その条件を克服するためにいかなる保安の考え方をもち、保安の姿勢を持ち、保安に対する投資をいかにやるか、その上で、はたしてこの山がどういう形において再建し得るかというふうな全般的ビジョンの上に立ちまして、毎年の計画を鉱山保安法によりまして聴取いたします。で、その長期的なビジョンとそれから短期的な問題、この二つを組み合わせまして、各鉱山についての保安について遺漏のないような措置をとっていききたいという考え方を持っておるわけでございします。さらに、このいろいろな計画の実施段階におきまして、保安というものが、かりにその実行段階において不適当であるというふうな状態が発見されれば、それ以上の不安な状態のまま操業を拡大することには、いろいろな多くのこういった問題を発生させる要因ともなりますので、合理化事業団の無利子融資といったようなものも、単なる拡大のためには不良鉱山には融資を見合わせるといったようなものの考え方をいたしまして、こういう経営者みずからが保安に努力する姿勢を確立して初めて再建の基本となり得るといったようなことをやっていききたいというふうに考えております。

さらに、この茂尻炭礦につきましては、実はこの保安法に基づきます措置をいたしましては、鉱業権の停止問題、あるいは作業の長期停止、それから保安統括者の解任といったような措置が、これが保安法で一応裏づけられておるわけでございしますが、当面何といひましても、原因がほとんど確定されたこの段階におきましては、保安統括者の責任というものが、これは法の要求する責任でございします。したがって、先ほど大臣から申し上げましたように、まず保安統括者にその会社を代表いたしましてその姿勢をただしていただくというふうな措置に出たわけでございしますが、さらにこの会社につきましては詳細なる実施計画、いわゆる四十四年度の実施計画を提出を求めまして、その中に含まれる個別のいろいろな保安対策と同時に、そういった実施計画の中に浮き出ます会社の姿勢はどうであるかということまで検討いたしまして、それによってこういった事故の再発を防止するための万全の措置をとっていききたいというふうに考えておる次第でございします。

○大矢正君 大臣にお尋ねをいたしますが、この種の事故が発生をいたしますと、まず第一に考えられることは、かけがえのない貴重な生命が多数奪われるという点があると思ひます。第二は、国民から納めてもらった税金を四千億円もこれから使おうとしているのに、このような人殺しをするような石炭企業に何のために国民の税金を使わなくちゃならぬかという社会的な批判が起ってくるという問題があります。第三は、この種の事故を起すことによって会社が経済的にも非常に多くの負担を負わなければならぬことになる、そのことがみずから企業の首を絞めることにもなりかねないという経済上の問題もあります。第四は、爆発事故を起したのとはなるほど茂尻炭礦ではあるが、この事故によって炭鉱に働いておる多くの人々が一そう不安を持ち、その結果山を去っていく、そのために他の炭礦まで労働力不足その他のために企業の安定をはかることができないという問題点が出てまいります。

このように考えてまいりますと、今回のように若干の注意力を保安面で果たしていただければ、このようなことにならなかつたというところを考えると、ますます残念でならないし、責任も重大だと私は思ふのであります。なるほど会社側が自主的に保安の統括責任者を解任するという態度の表明があつたようでありまして、先ほど橋本局長からお話のように、重大災害を起した際においては、法律に基づいてその保安統括責任者というものを解任する権限というものが行政官庁にあるわけでありまして、もし経営者がちやうちよしてそのようなきびしい態度をとらないようなことがあつたら、すみやかに行政的にそういうことをやらせるように私はびしっとこの際やってもいい、こう思ふわけでありまして。

それから次に、先般産産大臣が石炭各社に行なつた警告の内容についてであります。これを讀ましていただきますと、また中川石炭局長からの先ほどの説明によりますと、長期保安計画の提出を求めた上で、長期にわたる保安確保の見きわめなしには再建交付金を交付しないと、こういう内容が書かれております。まことにけつこうなことでありまして、がしかし、ここで私は足りないと思はれることは、長期の保安計画の見通しが立たなければ、再建交付金がもらえないものという問題ではなくて、保安不良炭礦として当然のことながら閉鎖しなければならぬということになつてはいるはずであります。だいたひしますれば、長期の保安確保などという問題ではなくて、現実的に生命に危険を感じさせる、保安が不備であるというふうな炭礦に対しての問題のほうが重大であると思はれるのであります。現にこの種の爆発事故を起した過去の例を見ましても、長期の保安計画がなかったから事故が起きたのではない、その対策がなかったから事故が起きたのではない。短期的なむしる保安計画なり保安に対する施策、対策というところが怠たられていたから事故が起つておるわけでありまして、ここに書かれておるような

長期保安計画の見きわめがつかなければ再建交付金を交付しないなどというふうなまやかしいものではないわけですか。もともとこういう問題はきびしく、いまの時点で保安確保ができないような山があるなら、企業があるなら、再建交付金その他が行なつてゐる助成を一時はすくらの強い態度をもって臨まないと、私はこれからの保安の確保は困難だと思ふのであります。大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 御指摘のようにこのような事故で尊い生命を失ひ、社会のきびしい批判にさらされて、この会社ばかりではなく、石炭鉱業全体が大きな被害者の側に立つことは御指摘のとおりでございします。しかも、この会社自体が存立の岐路に立つておるやさきでございします。会社自体並びに従業員の不安というふうなことを考えてみますと、この影響の及ぶ射程というものはかりしれないほど重大だと思ひます。したがって、われわれは法の運用にあたりまして、よくおちいりながら傾向といたしまして、十分改心の色が見えてゐるから、将来に向かつて、かたい決意の表明があつたからというふうな理由だけで、きびしい行政上の処分を欠いたりするということなどは許されなかつたと思ふのでございまして、仰せのとおり今後行政上の処分は厳正に行なつてまいりたいと思ひます。

それから第二点の長期保安計画——長期にわたる保安計画の確立を前提として再建交付金を交付する、これについての御指示でございしますが、まさに御指摘のように、もっと根本的な問題が伏在してはいないかということでもございまして、仰せのとおりだと思ひます。とりわけ今度の茂尻炭礦の災害につきましては、原因の究明中とは言へ、非常に初歩的な手抜きというふうなものが大きな災害を結果したのではないか、先ほどの御報告にもございしたように考えられるのでございまして、保安意識がほんとうの意味で確立していなければ、行政上の手打ちだけで事を済ませるといふ性質のものではないと思ひます。この点は御指摘

のとおりだと思っております。この再建計画の採否にあたりましては、いま大矢委員が指摘されたより重要な局面、そういった点も十分私どものほうで配慮をいたしまして、誤りのないことを期したいと思います。

○大矢正君 私はこの事故が起きたことについて、監督官庁という立場において、あるいは所管省としての立場において、ある意味において責任を感じておられることだと思います。しかし、いままでの事故後にとられた態度と異なっており、時期に事故原因を推定し、その事故原因を究明し、あわせて再発を防止するための処置をとられた当局に対して、私はこの際敬意を表したいと思えます。あるいはまたとく責任ということになります。逃げるがちなところは、いままでの事故後の経緯にかんがみて、今回はきびしく責任問題を明らかにされたことも、まことに時宜に適切なことと私は感じております。そういう意味においては、私もほんとうに所管官庁として積極的に今後の保安確保に取り組み姿勢を見出したことを喜んでおります。ただ、大臣が先般の警告の中で申している部分にもありますように、最近の石炭経営者というものは政府に寄りかかるとばかりを考へて、自己責任、みずからの果たすべき役割というものを忘れていたのではないかと感じ、率直に私も抱くわけがあります。山に働く労働者は、ほかの産業の労働者が一五％、二〇％も賃金が上がった七％か八％にとどめられて低い給与に甘んじていなければならぬ、あるいはこのような災害に遭遇して命を失わなければならないという非常にきびしい環境にありながら、一方経営者というものは経営責任を忘れて、いままでわれわれが長い間石炭の経営に対してあらゆる助成を行ってきたことをあたかもあたりまえのごとくに考へて、さらにそれを上積みだけしていいというふうないまの経営者の態度というものは、私も絶対に認めるわけにまいりません。これを機会にきびしく、やはり経営者の経営責任というものを、保安の確保と同様に持たせるような

指導を私はしてもらいたいということを強く希望しておきます。

そこで、責任体制の問題が一つと、続いて私は再びかかる事故を防止するためにどうするかという具体的な点についてお尋ねをいたしたいと思うのでありますが、幾ら火元があってもガスがなければ爆発しないことは言うまでもないところでありました。したがって、どううまいぐあいに言いのがれしようとしても、二度目までのハッパをしかけてもさほど爆発の現象がないから、おそらく三発目のハッパもガスの測定をしないでそのままハッパをしかけたのではないかと感じを私も持つわけでありました。したがって、ハッパをかける以前にガスの測定をするなどということは、われわれが国会で議論をするような問題じゃなくて当然やらなければならぬことでもあります。それをやらぬというふうな、言うならば保安担当者などの問題はもう論外であります。したがって、この面は触れる必要のないことであり、当然のことだと思えます。ですから私は申しませんが、そういうガスが多少でもあった際にハッパをかけた、しかしハッパをかけても火が出なければ爆発せぬわけですから、爆発あるいはまたハッパの手順等の問題について今後どうするかということは課題として私残るのではないかと思っております。そこで私もしろうとでよくわかりませんので、従来炭礦においてはこういう爆発が使われておるのか、どういう手順でハッパが行なわれておるのか、技術的な問題でもありますから、局長が御答弁できなければ課長でけっこうですから御答弁をいただきたいと思うのであります。

○政府委員(橋本健男君) いま先生のおっしゃいましたこと、まことに当然でございます。それでは、一つの問題といたしまして、議論の前の問題ではございますが、やはりハッパの係員というものが人間である以上、何らかの錯覚を起こすというふうなこともあり得ると思っておりますので、何かそこに相互チェックが作業場においてできるような仕組みはとれないものかというふうなことで、

さっそく保安協議会を私開きまして、相互チェックでそういうガスの測定等をやっていくようなことを研究したいというふうに一つは考えております。

それからハッパのしかた、火薬の問題につきましては、御承知のように石炭の規則によりまして、いろいろな方法、基本的に守るべき事項を載けておりますけれども、その山の炭質なり岩石の形状なりというものによりまして、いろいろ種類が違っております。しかし、従来一般に使われておりました爆薬は硝薬一〇五号というもので、どちらかといえますれば比較的危険度の高い火薬でございます。それがいろいろ保安協議会の技術部会における検討の結果、一昨年あたりからいわゆるEQSといふ非常に安全度の高い爆薬が出されました。これを現在各監督局におきまして、それぞれの山のそれぞれの作業現場にいかなる方法で適用できるかということを検討いたしました。すでに札幌の監督局といたしましては、山ごと、こういふたとえは沿層の場合とか、欠口払いの場合はどういうふうなことで、それの場合はどうするとかというふうなことで、それぞれの作業ごとにどういふ火薬を使うべきか、またどういふハッパのしかた、込めものをどうするかといったようなことにつきまして山ごとに指導をし、多くの山につきましては、監督指示書という形において、そのいろいろの組み合わせで指示をしております。しかし、まだこれだけではおそろしく十分ではないと考えておりますので、さらにそういつたいろいろな火薬の使い方、あるいはその他作業のしかた等、並びに火薬の種類といったようなものにつきまして、さらに検討を加え、より安全な方法を見出し、この方向に各社を持っていきたいというふうにしなければならぬというふうなことを考えております。

○大矢正君 保安局長、私は希望しておきたいと思うのですが、一〇五号よりは安全度の高い爆薬がある、だが、しかしこれは効果を考えると非常に効果が減殺される。したがって、実際に仕事

をする者としては、安全度の高いことはわかっていても、あの効果のことを考えて使用をためらうといえますか、しかも規則その他で一〇五ではいけない、必ず安全度の高い、いまあなたがおっしゃった爆薬を使いなさいということにはなっていないだろうと思うのですが、これは今後この種の事故を防止する意味において非常に重要なことでもありますから、十分ひとつ検討していただきたい。

それから大臣に希望したいと思うのでありますが、たとえばいまの爆薬一つの問題をとってみても、石炭企業を重点として使用される爆薬のような場合には、その試験なり研究というものは非常におくれがちであります。もうかりませんから、ですから、政府がもっとそういう試験研究にはさほど金がかかるわけでもないから、やはり金を出して、今後十分新しい安全度の高い、しかも効果の高い爆薬の開発等につとめるようにしていただきたい、私はかように希望いたします。

そこで最後に労働者にお尋ねをいたしておきますが、現地に参りまして、いつものことではありますが、起こってしまった事故はいかにしたくないこととでありまして、人の命は戻ってくるわけでもありませんから、結局のところ遺族対策をどうするかということになります。そこで私自身現地で基準局長から、遺族族に対する年金あるいは一時金の場合の見積り金額、あるいはまた会社はその責任において補償するその金額の内容等々聞いてまいりましたが、しかし個人的に非常に差が大きい。特に組夫の場合におきましては、全体として低い上にさらに組夫の場合にはなお低いというところ、同じ死んでいながらそういう矛盾が一つあります。これは今回だけじゃなくて、毎回事故のたびに私も申しておることとありますが、この面についての何らかの配慮が労働者としてなされないものかどうかという問題点、それからいま一つは、炭礦も不要なところには極力人を配置しないで、より効果的な人員の配置をしようとする傾向が最近特に強いのであります。それだけに遺族の

方が働きたいという場合においての働く職場の確保ということがなかなか困難であります。適した職場を未亡人に与えるという事は、口では簡単であっても現実的にはなかなか困難であります。したがって、職安また基準局双方のあなたのほうの出先の機関において十分ひとつ検討されて、再就職の道が求められるように配慮を願えるかどうか。この二点についてお尋ねをしておきたいと思う。

○政府委員(和田勝美君) 毎回こういう災害が出ましたときに、いま御指摘のようにほとんど必ず遺族補償の金額のアンバランスといえますか、でこぼこについての御指摘がございます。これは先生よく御存じのように、労災保険が賃金を基礎にいたして同じ率で計算をいたしますので、賃金に差等がある場合やむを得ずこういうことになっておる、かように考えるわけでございします。それと、それ以外に各会社でいろいろ手当をされま

す場合には、自分のところで直接お使いになっておる場合と下請の場合における制度、それから民間の保険に加入していらっしゃる姿勢、そういうものが違っておりまして、どうしても直用の場合と下請の場合の間において差等のあることは先生御指摘のとおりでございまして、そのことが同じ事故でなくなった場合に露骨に出てまいります。そういう点私どもとしても十分考えなければならぬ。そういうことでございまして、ただいま労災保険審議会におきまして、遺族補償及びその率の問題、それから各会社がお出しになる見舞い金あるいは弔慰金、そういう問題を、いまのようなアンバランスということを念頭に置きながらどう処理をすればいいか、こういうことでせっかく御審議をいただいております。法的な問題は、それらの結果を待ちまして、私どもとしても処理をまいりたいと思っておりますが、

当面、今回の事故についてはその点は間に合わないわけでありまして、よく現地の基準局におきまして、会社側とも御相談をしながら、できるだけ善処をさせていただきたい、かように考えるわけでございます。

それから就職の問題につきましては、すでに基準局と北海道庁のほうで、それぞれ遺家族の方の意向を聞きながら、一番希望されるにふさわしい職場を確保する努力をしたい、こういうふうに北海道庁でも言っておりますし、基準局のほうでもその協力をしたいということでございますので、各家庭ごとに調査をさせていただきまして、できるだけ遺族の方の御希望に沿うように努力をさせていただきます。速記を落としてください。

○委員長(阿具根登君) 速記を落としてください。

〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記を落としてください。

○委員長(阿具根登君) 速記を落としてください。

○委員長(阿具根登君) 速記を落としてください。

○委員長(阿具根登君) 速記を落としてください。

○委員長(阿具根登君) 速記を落としてください。

○委員長(阿具根登君) 速記を落としてください。

○委員長(阿具根登君) 速記を落としてください。

質疑を続行いたします。

○藤原房雄君 いまも大矢委員からいろいろ質問がございしましたが、私も災害のことについて二、三の点についてお聞きしたいと思っております。

いまも赤平の市長さんのお話がございましたように、非常に地方自治体の心配、これが今後石炭産業にどのような影響を及ぼすのかということで、この心配ははかりきれないと、このように思うのでございします。いまのいろいろなお話を聞きますと、本来ならば会社が真剣になって通産省にお願いしなかならないところを自治体の方がいまもいろいろなお話がありましたように、真剣に訴えていらっしゃる。こういうことを考えまして、ほんとうに産地として重大な問題であり、さらにまた、このたびの事故がどれほど大きな影響を及ぼすものであるか、こういうことで真剣にこの問題は考えていかねばならないことだと思うのであります。私はこのたびの事故に對しまして、二度と同じような事故は起こしてはならない、いつも叫ばれるわけでありまして、こういう観点の上から考えまして、どうしてもいままでのような同じような形態といえますか、体制といえますか、それを踏襲したんでは進んだ姿というものは出てこない、このように思うのであります。それはこ

のたびの通産省のとりました厳罰主義といえますか、厳重な態度というものは、確かにいままでになかったもので、大きな前進であると思うのであります。しかし、そのみによって二度と災害を防げるというわけではないと思うのであります。先ほど保安局長からお話ありましたが、保安について相互チェックをするようにしなかならないと思うというお話がちょっとあったのであります。人間にはやはり限界があります。でありますから、事故はたいへんおそろしいことをわかっておりながら、やはり人間でありますから欠ける面もある、こういうことからいたしまして、相互チェックといえますか、こういう考え方は非常に賛成であります。具体的にどのようにお考えになつていらっしゃるのか、この点をお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(橋本徳男君) 災害を防止するためにいろいろな技術面においての問題点、これは必ずしも一〇〇％解決されたとは言えないと思っておりますが、最近におきますいろいろな事例、特に今回の事例等を見ますれば、非常に考え方がよりまし

ては幼稚な災害である。幼稚な災害といふものの発生原因は何かということ、これはやはり山としての姿勢の問題、これがいわゆる全員一人一人に至るまで保安の意識に徹底しているかどうかという一つの問題と、それからもう一つは、いわゆる従業員の錯覚といえますか、何かの手違いといったような問題ではなからうかという実は感じ

がいたしておるわけでございします。したがって、そういう意味において前者につきましては、何とか姿勢の確立というふうな意味も含めまして、先ほど申し上げましたように法的な体系におきまして、それを裏づける制度をつくりたい、それからまたいろいろな会社の責任につきましても、十分姿勢を正していただくようにしたいという考え方をとりたいと思っております。こういっただけの錯覚等による問題につきましては、やはり現在のたてまえは、保安係員といふものが、今回の場合はハッパ係員ではございますが、それがいわ

る全部責任を持つてそのハッパをかけるという仕組みになつておるわけでございまして、これを先ほどのように何らかの人の錯覚、そういうものをだれかチェックができるといったようなやり方によりまして、気づかないこと、あるいは錯覚の点といったようなものを是正していくために、技術的にはいろいろな問題が生ずると思っておりますが、そのやり方次第によりましては、これは法的な責任を非常にほかの人がかぶらなければならぬという問題も含みますので、たとえて言いますれば先山といえますか係員ではございせんが、こういっただけの坑内におけるいろいろな相互の連絡といったようなものもあるいは考えるところかといったようなことで、人の錯覚を防止するような形というものを即刻保安協議会を開きまして検討し、その方向を見出していきいたいというふうに考えております。具体的にいま直ちにこれということ

は、なかなかむずかしい問題でございましてできませんが、何らかのそういった従業員相互におけるいわゆる助け合いといえますか、何かそういった仕組みといふものができないかということを考えていきいたいと思っております。

○藤原房雄君 まあ事故のおそろしさというものは、これは山に入る方は十分承知なものであります。が、そういう方々の心境としましては、われわれ経験のない者にははかり知れない自覚があると思

います。その中でそういう事故が頻発するということ、やはりこの点は考えなかならないことだと思つておるわけでございします。したがって、

ありますが、まあ生産第一主義にどうしてもなつてしまふ。保安のほうは二の次になつて、保安に力を入れても結局は採算ベースというものを考えるということになつてしまふ、こういうような関係も出てくるわけであります。当然出炭量を多くするためには、しなかならないことも手が省けてしまふ、こういうことも考えられるわけであり

ます。そこで、このハッパの係の方でございします。が、この実際作業に当たる鉱員の方と、またハッパをかける責任者という立場の係員という立場

が、この実際作業に当たる鉱員の方と、またハッパをかける責任者という立場の係員という立場

が、この実際作業に当たる鉱員の方と、またハッパをかける責任者という立場の係員という立場

と、また会社側の方と、おのずとその立場が違うわけでありまして、やはり会社側はどうしても生産に力を入れなきゃならない、こういうことになる。働く立場の方といたしましては、どうしても安全ということをやはり念頭に置くんではないか、このように考えるわけでありまして、いまいち、具体的なお話がなかったわけでございますが、お話し、相互チェックという形の上において、やはり働く者の立場においても、ガス量の検定とかあるいはチェックをする立場の人がいて、一人の方で一切をやるのではなくして、ダブルチェックをしていくような形のもので考えられなきゃならない、このように思うのですが、こういう考え方につきましてはどうお考えでしょうか。

○鬼丸勝之君 ちよっといまの藤原委員の御質問に関連して伺いたいんですが、あのハッパ係ですね、あれは、あのときにはたしか鉱員から係員になって、助手というようになるとは使っておったようですが、準職員、職員に準ずる身分の者だというふうに聞いたんですけれども、藤原さんが言われたように、これはまあ生産のほうに片寄って無理をするか、あるいは逆に鉱夫の人たちと非常になじんでおりますから、まあ多少気がゆるむような点がありやせぬか、この点ですね。やっぱりハッパ係員というのは職員としての処遇を確立していく必要がありやせぬかと思うのですが。

それから責任体制も、いまの具体的にチェックされるように、そして係として完全に責任を果たすような体制も具体的に進めていかなきゃならぬというふうに感じましたから、この点あわせて局長にお答えを願います。

○政府委員(橋本徳男君) 炭礦の場合のいわゆる保安係員なりハッパ係員なりといいますが、これは国家試験をとり、そうして一定の年限を経た者でなければできないというふうなことになるておりまして、このハッパの係もそれだけの資格は十分にとっているわけでございます。したがって、会社における助手というのは、必ずしもその助手であるが故にハッパ係員になれないとい

うのではなくて、むしろそういった非常にいろいろの試験を経た上の十分な資格を持った者であるという感じがしておりますが、そういった意味におきまして、会社といたしまして、これは係員だから身分がどうだと、そうでないからあるいは違つた身分だといったようなことではなくて、それは会社は会社として、確かにおっしゃるとおり十分その職務に合った身分というものは必要であると思ひますが、そういった会社の内部のことについてどうこうということではないにいたしましても、少なくともその資格につきまして十分なる配慮は、国家試験等を通じてやっておる次第でございます。

○藤原房雄君 確かに資格があつて、そういう危険な仕事をするのでありましよう。また法規のとおりやるんでありましようけれども、どうしてもその限られた人で多くの仕事をしなければならぬという点になると、十分に自分が検査をし、また法規にのっとつた点検をしなければならぬ、これがどうしても手落ちが出てくる、そういうところの問題があるということも考えられるわけでありましよう。そういう観点から資格云々という一それはもちろん資格がない者がやるわけがないと思ひますが、そういう点で作業をどうしても急ぐ、そうしてまた生産ということを考えますと、限られた立場の人たちだけでそういう仕事をやるわけでありましよう。どうしても手落ちの面が出てくる。事故なんてそうしつちゅうあるものでもありませんから、大体自分の長い間の経験の勘とか、いろいろのことでもやる場合もあるのではないかと思ひます。それがまあ大きな事故を誘発することからいへば話したわけでは、先ほど私の聞いたことについての答弁になっていませ

んのので、もう一度お願いいたします。

○政府委員(橋本徳男君) たいへん失礼いたしました。係員につきましては、これは全責任を持つてこつた事故防止に当たるという体制はとられておりますけれども、おっしゃいますとお

り、確かにいろいろの面におきまして手落ちその他のものがあるのではないかと思ふのでございませう。従来のやり方といたしましては、係員がそれぞれの業務をやりまされた場合に、毎日それを保安日誌というものをつけまして、そうしてそれをなお上席の技術関係の係員の方がそれを点検し、そうして悪い点は指摘をし、指導するというふうな実は仕組みになっております。実際問題として、今回のような場合は、作業にかつた当日でございまして、どんな姿でやつておつたかということに現段階ではまだ聞き出せない段階でございませう。したがって、想像されるところ、あるいはもういふことも考えられる。そういったものが、もちろん故意ではないにしても、何らかの要因に左右されるというふうなこともあるいは考えられると思ひますので、十分係員だけの行為ではなくして、係員を相互にチェックするといった、全体働く人たちのすべての協力によつて、安全を守つていくような仕組みを考えていきたいというふうな考えをしております。

○藤原房雄君 それから会社によりましては、労働組合によりましては、ときおり保安の点検といたつたことをやるようでありましよう。監督官庁の抜き打ち検査、これもいつもこういう事故があるときに話に出て、抜き打ち検査を厳重にやりますというふうな話が出るわけでありましよう。これは監督官庁としてこの監督を厳重にすることはもちろんであります。労働組合、労働側としまして、この保安点検をしたときに、いろいろの山に、法規に照らして違反な面が多々ある、こういうことをときおり聞くわけでありましよう。まあ監督官庁の方、監督局が検査に来るといふのはこれは必ずかの日の限られたときでありますし、いろいろのことが想定されるわけでありましよう。それ以外の日に、労働の幹部の方々が厳重に検査をして、そこではいろいろなことを発見したということ、これは非常に重大な問題だと思ふのでありましよう。こういう労働側が点検して法規に反するとい

うという問題が素直に、ストレートで関係当局に受け入れられて、会社側に厳重にその面については行政指導をする、こういうような仕組みといふものはあるのかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(橋本徳男君) この会社で申し上げますと、月に一回は労使双方によりまして総点検をやつております。それ以外に労働組合のほうで一日点検をやつておるというふうな姿でございませう。それからまた保安委員会というものがございまして、いろいろその場で労使双方話し合つております。それ以外に御承知のように監督をしております。監督局で検査をやつておるわけでございますが、労使双方ないしは労働者のほうでいろいろ検査をいたしまして、問題がございましたときには、いわゆる無災害報告運動という形におきまして、会社の幹部にその報告がなされておきまして、その実行状況をいわゆる保安委員会がチェックをしておる。またそれを監督官庁であられます監督局のほうでもいろいろのチェックをして、不十分な点につきましては会社からいろいろの指示をしておる状態でございます。またそれ以外にもい

ゆる法によりまして申告制という形におきまして、働く労働者の方が気がついた不良な場所、あるいは不良な作業がございすれば、それを直接監督官庁に、監督局のほうに申告をする、そうすれば監督局のほうでそれを取り上げまして、会社側に対して是正の指示をするというふうなことをやつております。また監督官庁といたしましては、ついでこの三月の十八日から二十三日まで検査をしておりますし、それ以外毎月この鉱山につきましては監督局のほうでございまして、そのつど改善箇所につきましては指示書を出してやつております。ひどいときには部分的ではございますが、作業停止をかけておるといったようなこともございまして、仕組みといたしましては、十分そういったものがチェックし得る仕組みになっておるわけでございます。しかし、まだ十分そういったものが完全に行なわれておつたとは言えない点もある

んではないか、そういったことがこの山における
こういつた事故の誘発にも影響しておるのではな
いかというふうに感じておりますので、なお一そ
うそういった面は指導監督を強めていきたいとい
うふうに考えております。

○藤原房雄君 絶対にあつてはならないことであ
りますので、二重、三重の体制をしいて事故を防
ぐような強力な指導を進めていっていただきたい
と、こう願うわけであります。去年の暮れです
か、中央鉱山保安協議会、あすこから答申が出ま
して、保安のことについても相当対策が講じられ
たようでありまして、依然としてこういう
事件が絶えないということからいたしまして、た
だ精神的な問題や、またはただ項目を並べている
ようなことではなくして、やはりその体制上の中
にも強力な姿勢というものがなければならぬとい
うことからいろいろ申し上げたのであります。

それから先ほど質問したことにもちよつと関連
するのであります。ガスの検定器ですね、まあ
ガスがなければこのたびのような爆発はないわけ
でありますけれども、ガスの検定器の信頼度とい
うものはどうなのかということも一つの大きな問
題になると思ひます。実際ガスの自動警報機が鳴
つておりながらも、まああれは故障じゃないかと
か、または鳴つてもだいいじょうぶじゃないかと
か、この警報機に対する信頼度というものが薄
いということも聞いておるわけであります。それか
らまた係員の判断によつてガスの濃度というもの
が一応測定され作業が進められると、こういうこ
となんか聞いておるわけでありまして、信頼の
度合い、ガス検定器ですね、信頼の度合いとい
うものはどのくらいまで現在進んでおるのか、こ
の点をちよつとお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(橋本徳男君) ガスの検定器、自動警
報機、それからもう一つは係員が持ちますガス測
定器というのがございます。現在われわれ聞いて
おるところによりますれば、ガス測定、いわゆる
係員が携帯いたしますガスの測定器、これは十
分信頼できるものであるというふうに聞いており

ます。ガスの自動警報機、これは一応必要な場所
には設置することになっておりますが、今回の
場合は、あの場所は始めた当日でございますが、
その場所自体に設置することはこれは不可能でござ
います。しかしほかの場所においてはいろいろ設
置はされておる。用意はございますが、非常に過
風がいい場合には、こういったガス警報機がガス
量が所定量に達しないために警報を発しないとい
うことは、これは当然想像されることでござい
まして、今回の場合に警報機とその事故との関係
は直接にはむしろ関係はない。むしろそれよりは
係員のガス測定が完全であつたかどうか、あるいは
考えられることは、いろいろ火薬をしる場所
はなかつたかというところのほうにむしろ問題だ
と思ふのでございます。したがひまして、係員が
ガスの測定をいたしますガス測定器というもの
につきましては、十分信頼を置けるものと考えて
おります。

○藤原房雄君 ガスの測定器が信頼できるという
お話であります。その信頼できる測定器がただ
一人の人にゆだねられていてということに問題
があるかと思ひます。まあそういう
点なんかも先ほど関連いたしますが、二重三重
によつてこの点の検討をなさつて、二度と災害の起
きないように今後とも万全の対策を講じていた
きたい。このことを心からお願ひする次第であ
ります。

それから労働省の関係の方に伺ひますが、いつ
もこういうことがありますと、先ほどの大矢委員
の話がありましたように、組夫の話が出るんであ
ります。先ほどもちよつとお話がありましたん
ですが、具体的にそのお話は進んでおるのかどう
か、内容についてきまつておるのか、ある程度
のことがきまつておればお聞かせ願ひたいと思ひま
す。先ほどお話のありましたように、組夫のよう
な方々に対しても補償という点について、いまい
ろいろ審議するような段階になつていて、いまお
話でありましたが。

○政府委員(和田勝美君) 組夫のなくなった方が
お二人いらつしやいますので、この方につきま
しては遺族補償の一時金の支払い請求がございま
したので、すでに支払いを終えております。それか
ら葬祭料につきましては、合同葬儀がございま
すので、これは全員の皆さんに終わつております。
先ほどお答えしましたのは、法律の手続に基づき
ますものは請求があり次第、それ以外のものも全
部お払いする体制ができておりますが、会社側と
の関係の問題につきましては、なお現地にござい
まして、それぞれの関係者の方々と御相談をしなが
ら処理していきたい、かように考えております。

○藤原房雄君 いつも引き合ひに出されること
は、自動車事故でも三百万円補償される、しか
るに、たいへんな仕事をなさつていらつしやつてな
くなつた方がわずかなお金で、しかも子供をた
くさんかかえて今後の生活がたいへんだというこ
と、このことはいつとも引き合ひに出され問題にな
るわけでありまして、そのことについてこ
の組夫の方々は非常に恵まれない。会社の関係な
んかはわからないのでありますが、そういう方々
に対する対策ですね、具体的な進めていらつしや
るお考えがあればお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(和田勝美君) 遺族の方々に對します
ところの補償の問題につきましては、実は労災保
険法では、最初は一時金の支給というかつこ
うで、賃金の千日分を差し上げるという制度をとつ
ておりましたけれども、遺族の方々の生活の援護を
していくという考えからいたしまして、年金の
ほうがいいのではないかとこのことになりました
ので、現在では年金制をとつております。自動車賠
償保険のほうは、先生がいま御指摘になりました
ように、一時金でございまして、一時に金を出し
まして、あとはその自動車賠償保険のほうでは知
らないというかつこうであります。労災保険の
ほうは年間一定の率ですつとその遺族の方々がな
くなるまで、給付を続けていく、こういうことで
ございます。遺族補償としてはどちらが妥当である
かというのは、いろいろな議論がございまして、

が、まあ世界的な傾向としましては、一時金支給
よりも年金支給が当を得ているというのがその傾
向のようでございます。労災保険もその趨勢に
従つて年金制をとつておる。ただ、いままでが一
時金制度でございました関係上、なくなつたとな
んにいろいろの出費が要するというようなことが
ございまして、年金のほうから割り引きをするよう
なかつこうで、一時金を支給する制度を現在併用
いたしております。そういうことからいたしま
す、自動車賠償保険のほうの制度と労災保険のほ
うの年金制度との兼ね合ひは、にわかには比較が
困難な問題があるのではないかと存じます。ただ、
最近におきまして、先生の御指摘のありましたよ
うに、労災の賠償問題が自動車保険のほうとの関
係でいろいろ話題になりました。そういうことも
ございまして、現在、先ほどもお答え申し上げま
した。労災保険審議会におきまして、これらの遺
族補償の姿について根本からひとつ検討しよう
というので、御検討をいたしておるようなわけ
であります。その姿勢としましては、遺族年金の支
給率を上げる、それから会社が労災保険以外に出
しておる弔慰金とか見舞金に對する考え方をど
うするか、一時金と年金というものの對してはど
ういうようにものを考えていったらいいかとい
うような点で、現在検討を進めておる。こういう段
階でございまして、結論が出ましたならば、労働
省としましては、その結果を十分尊重して処置
をいたしたい、かように考えております。

○藤原房雄君 確かにこのたびの死亡者の家族の
方々も、年金にしていたらいいという方々が多
いようであります。まあここで考えられること
は、どうしても組夫の方々は勤続年数とか、また
はいろいろな面で組夫の方々と立場が違ひますの
で、まあ金額が少ない、こういう問題が起きてま
いますので、こういう点について大きな差のな
いような補償というものがなされなければなら
ないという、この点のことを私は心配するわけであ
ります。こういう点について具体的に進んだ考
えが、ああかどうかということですが、もう

時間ありませんのでこれで終わりたいと思いますが、どうか組長の方々に對しても、あたにかい措置の講じられるように十分な配慮をいただきたい、このように思うのであります。

○政府委員(和田勝義) 保険の規定によりまことは、現在法律の規定でございまして、そのとおりやらざるを得ないと思ひますが、その他の問題につきましては、関係者の方々の協力を得てできるだけ努力をしたいと考えております。

○政府委員(橋本徳男) 組長のこういった年金問題につきましては、いま労働省のほうからお話がございましたが、弔慰金の問題につきましては、事故が起きました、即刻会社の幹部に對しまして、特に弔慰金の問題については、従来やもすればこの組長が非常に低額に過ぎるというふうな傾向があるので、法的ないわゆる雇用の関係は別として、十分一般の従業員労働者の方とパランスをとってほしいというようにことを申し入れまして、会社としては十分配慮するというふうなことになるのでありますので、均衡が保たれた形になるであろうということを期待しておる次第でございます。

○須藤五郎君 実はこの茂尻炭礦の災害が起つたことで、私も党から言いつかりまして、四日の日朝早く東京を立つて現地へ行つて調べてまいりました。奥さんたちにも会いました。ところが、奥さんたちの私に対する第一の訴えは、このようにたびたび災害が起つて、自分たちの夫が死んでしまふというような状態では、私たちのかわい子供に再び炭礦につとめる、炭礦で働けということはどうしても親として言うことができないというこの訴えがまず第一でした。この訴えは、私は前に参議院から九州地方に石炭の調査に参つたときにも、私はあと一日残つて三池のほうへ参つたわけですが、そのとき三池の炭礦夫の奥さんたちもそのことを私に訴えました。そこで私は奥さんたちに言つたんです。奥さんたち、いまは若い労働者は外で十分働くこともできる、労働力が不足しているために、炭礦におるよりもいい条件で働

くことができるような条件はあります。だから炭礦をつぶしてしまつてよいというならば、もう皆さんも外に出て働かれるということも一つの方法かも知れぬ。しかし日本の将来のエネルギー資源として、われわれはやはり石炭というものは守つていかなければならぬというふうに考えております。共産党もそういうふうに考えておられます。それでどうしてこの石炭を守つていくかというところで、奥さんたちひとつ考えてみようではありませんか。まず第一は、毎々言うようであります、まず夫を殺さないために、子供を殺さないために、保安を十分にしてもらいたいというのが、これが奥さんたちの声でした。私もそのとおりだと思ふのです。だから保安を十分に守つて働く労働者の生命を守つていくことを第一に考えていかなければ、石炭産業というものは私は守つていくことができない、こういうふうに私は思ふのです。皆さん方もそういうふうにお考えだろうと思ふのです。

それじゃどうして守つていくか。まず保安を第一にして、それから今日安給料で働いてる石炭労働者の賃金、普通のところで働く鉄鋼関係の労働者なり、そういう労働者と比較して決して劣らぬだけの賃金を保障することだと思ふのです。それから炭住の問題をまず解決して、住みよい、明るい生活のできる住宅を建設しなければならぬ。それから民主的な諸権利も守るようにならなければならぬ。この四つが守られて、初めて日本の石炭産業というものは私は将来明るい見通しがつくと思ふのです。それともう一つ必要なことは、この石炭産業に対する今度の答申ですね、これが五年後に三千五百万トンという数を出されたところに私は問題があると思ふのです。いわゆるそういう消極的な線を政府並びに答申で出されるならば、今日働いてる石炭労働者は、もうだめだ、先細りで、われわれはここで働いても将来性がないよというふうに考えていくだろうと思ふのです。だから私は植村さんの答申の中

ことは大きな失敗だ、私はそういうふうに考えております。むしろ積極的にわれわれはエネルギー資源として石炭を守つていかなければならぬから、五千万トンでも六千万トンでもひとつ山を掘つてやつていこうじゃないか、そのために労働者諸君もひとつ大きな希望を持って働いていってほしいというふうに積極的な、そうして将来性の明るい見通しを出していくことが一番よいことだと、私はこういうふうに考えるのです。

そこで、私は今度のこの中央鉱山保安協議会から出た答申を、ずっと審議する中で問題にしたいと思つておつたところですが、ちょっと今度の茂尻炭礦と関係があるので私は伺いたいのですが、今度のこの保安に関する予算は私に調べてみました。保安局長は、今度の予算は昨年度と比べると数倍にふえたというふうに言つていらつしやいます。私の数の読み方が間違ひでなければ、昨年は三億四千二百万円ですが、そうですね。それが今度の十六億七千万円にふえた、こういう数がある資料の中に出ております。確かに数は五倍ほどにふえております。しかし、いま申しましたように、日本の石炭産業を守つていく第一の問題は保安の問題という見地から判断しますならば、十六億七千万円という数はたして妥当な数なのかどうか、私たちは非常に少ないと思ふのです。まず保安に金をかけてちゃんとやるという体制をしいていかないと、私はいけないと思ふのですが、この十六億七千万円のこの内訳はどうなつてゐるのか。それもここに資料をいただいておりますから大体わかりますが、これで政府当局は、りっぱに保安が守つていけるというふう

に考えていらつしやるのかどうか。その点をまず伺つておきたい。

○政府委員(橋本徳男) 確かに十六億といふのは、石炭全体の予算からいいますならば、そう大きな額ではないという御指摘かと思ふのでございます。ただ、保安の予算といふのは、実は、たとえば坑道一つをとりますと、生産坑道というものとそれから保安坑道というものは、

せつ然と分かれないうでございまして。で、いわゆる排気坑道、通気坑道あるいは運搬坑道、こういったものが全然なつてゐる場合が多ございまして、保安に関する予算といふのは、この十六億だけのものではなくて、これは全くその保安以外には使わないというものが十六億の補助金でございまして、それ以外に坑道掘進補助金とか、またこの十六億以外に、いろいろな融資の面で、合理的な事業団融資の面でも保安機器等についての融資ということも考えておりますので、そういった全体の面から見ますれば、いわゆる保安の専門的なものの項目といふならば、さしあつたての程度であれば、相当進んだ保安の体制が確保できるのではないかと。しかし、まだ将来ともいろいろな事態に即しまして、そういう事態を克服するための助成措置というものはなお必要になってくると思ひますが、そういう点につきましては、今後とも大いに努力して確保はしていきたい、こう思つております。あくまでも保安の予算というものは、これだけではなくて、ほかのたとえば坑道等につきましても、これはもう考え方によつては、保安が中心であるというふうに考えてよろしいかと思ふのでございます。

○須藤五郎君 私はこの中央鉱山保安協議会からの答申を見まして、まだ十分だとは思ひますけれども、この答申は従来から見れば相当前進してゐると思ふのです。この答申だけでも完全にやつていくのに、この十六億ぐらゐの金でやつていけるかどうかという私には疑念があるわけなんです。とにかく一千億というふうな交付金を出して四千二百億というふうな金を炭鉱に注いでいくというふうな今日、この最も重要な保安に對して十六億ぐらゐの――まあはした金と言つても差しつかえないぐらゐの金です。そのぐらゐのことで、もしも保安局長が満足して、これで十分保安はやつていけるのだというふうな考えでは、私は橋本さん、少し心もとないと思ふのです。それでは十分だと、こういう私は見解を持つておるのです。それで橋本さんに、この十

命な努力を払っておられる人たちに對し、何かや
はりそういつた人たちをほめてあげるというこ
は、ますますそれに従事する人たちの勇氣が倍増
いたしますので、これを應用するといつたような
場合につきましては、お話しのように厳密に処す
るつもりでございまして、やはりこういつた制度
は今後も続けていくことが保安上はやはりいい措
置ではなからうかという事は感じがしておりま
す。

それから先ほどのガス突出の予算でございま
す、これはいろいろな研究費でございまして、
これは毎年テーマをきめまして、大学の先生
その他いろいろな専門家に寄っていただきまし
て、そのテーマについて一年ないし二年の期日
をきめて研究の結果を出していただくことにな
つておるわけでございまして、したがって、そ
ういう意味におきまして、毎年そのテーマは大体
変えておるわけでございまして、それで大体ガス
突出につきましてもいろいろな説が分かれまし
て、これは三年かかりましたが、やっと一応の成
果がでて、その報告書がまとまるという段階
にこぎつきましたので、明年度からはまた別の
項目についての調査をしたい、こういうふうなこ
で毎年そういったテーマをきめてやるものです
から、テーマを変えた形で予算を組んだわけで
ございまして。

○須藤五郎君 いま参考人という名前です。失礼
ですが、参考人とおっしゃるのは労働者のどなた
でしょうか。

○委員長(阿貝根登君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(阿貝根登君) 速記を始めて。

○須藤五郎君 先ほど通産大臣も、今度の災害に
對して一つの決意を示されて、所長を罷免するよ
うに処置をとった、こういうふうにおっしゃるの
ですがね、私は一所長の罷免では問題は済まない
と思うのです。それで労働者の今度の災害で死
んだ遺家族に対するいろいろな問題もあることと思
いますので、私はこの際、委員長にお願いしたい

のですが、いわゆる社長なり副社長を、もつと
社の首脳をここに呼んで、そしてその首脳から直
接私たちにいろいろなことを聞きたいし、また究
明もしたいと思つておるのです、この点をひと
つ委員長のほうで取り計らいをお願いしたいとい
うことをまず申し上げておきます。

それから労働省に私は尋ねたいのですが、今
度の被災者に対してどういうふうな措置を、年金を
幾らぐらひ払つてゐるか、あなたのほうには各
個人別の資料があるはずだと思ふのです。だれだ
れに幾ら出して、だれだれにどうだという資料が
あるはずだと思ふのですが、それをずっと一度述
べていただきたいのです。

○政府委員(和田勝美君) 各個人別に支払われ
ております賃金が違ひますので、それぞれ給付額と
しては違つたものになつてまいります。これは先
生御承知のとおりでございまして、それからもう一
つは遺族の數によつて給付率が違ひます。奥さまが
一人ですと、賃金の三〇％を年金として払う、子
供さんが一人ふえれば五〇％ずつふやしてまい
る、そういうことでございまして、遺族の數によつ
ても違ひますので、ここで申し上げますのは、そ
ういう賃金の差があるということ、遺族の數によ
つて違つたということを前提にしてお聞き取りを
いただきたいと思ひます。平均的に申しますと、年
間二十四万二千五百八十八円、私どもの資料で見
ますと、一番高い方が三十三万四千三百四十
円、一番低い方が三十三万四千三百四十円、こ
れが一番高い方でございまして、一番安い方が十
四万六千九百四十九円、こういうことでございま
す。その間に十八人の方いろいろ差があるわけ
でございまして。

○須藤五郎君 私は各個人別にだれだれはこれ
だけ、だれだれはこれだけという資料をいただき
たいのですが、それは資料として出してくれま
すか。

○政府委員(和田勝美君) いま手元にございま
す資料は一応の試算をしたものでございまして、遺

族の状況が全面的に入つてゐるものじゃないの
でございまして。そういう意味で、いまここで
申し上げたことがそのとおり遺族の方に伝わ
りますと、多少金銭の出入りに差があるようで
ございまして、遺族の方からの請求、それから遺
族の數の問題、平均賃金のとり方、それが請求
書が出まして、その請求書を審査した上でどう
いう事実が確定いたしますと、お出しをすること
になりますので、全体についてのこまかい数字につ
きましては、いましばらくお待ちをいただきたい
で、請求書が出てまいりまして審査が確定いた
しますれば、その結果によつてお渡しをいたした
と思ひます。

○須藤五郎君 それじゃまだ準備はできないから
といふことで私も承しておきますが、最後の
はだれだれにだれだけ渡つたといふことを資料と
していただきたいわけですね。それだけ確約して
おいてください。

それからこの年金ですが、年金制度もいいと思
ひますが、これは物価にスライドする年金とい
ふに考えていいのですか。

○政府委員(和田勝美君) 一定の条件のもとにス
ライドをいたしますスライド制をとつておりま
す。だから賃金が上がつてまいりますと、それに
スライドをするようになってまいります。その工
場、事業場における賃金が上がつてまいります。
それから工場、事業場がない場合には、その地域
の賃金が上がつてまいる場合には、それにスライ
ドする、そういうふうになっております。

○須藤五郎君 会社の弔慰金といふものは大体見
当がついてゐるのですかどうですか。それをちよ
ときまつておつたらお知らせください。

○政府委員(橋本徳男君) 会社の弔慰金は、従来
組合と会社との間で百三十万といふようなこと
になつておりましたが、昨日来交渉してございま
して、いま手元に入りましたのは二百三十万円と
いふようなことで妥結したといふふうに聞いてお
ります。

○須藤五郎君 空知礦の五人は、私たちは非常に

胸を痛めておつたのですが、幸いに救助された
といふことをけさほど伺ひまして、非常に私も喜
んだわけですが、一つ問題があるのは、空知の災害
に対する会社の措置のやり方ですね、これにもや
はり問題があると思ふのです。こういう問題が起
つたにもかかわらず、会社はやはり災害中も平
常出勤をして、ずっと続けておつたといふことな
んです。それで、その全体の山に働く労働者に対
して、この災害のあつたことを知らせず出勤を続
けておる、こういう事実が報告されてきておるん
ですが、こういうことが許されてよいものかどう
か。

○政府委員(橋本徳男君) 私の承知してございま
すところは、災害がありましてからは全山休止し
ております。それで従業員の三分の一程度が救助
に当たつたといふふう聞いておるに、引き
続いて操業をやつておつたといふふうには承知し
てないのでございまして。

○須藤五郎君 この点もなお一そう調べていた
きたいと思ふのです。私たちに現地から來てお
る報告には、この五人の災害を知らせずに、そして
災害時も平常どおり出勤をしておつたといふ報告
が來ておるので、こういうことは私は黙つては
うておいてはいけなかつたと思ひますので、
もしもそういう事実があるならば、政府のほうか
ら強く私は注意をしていただきたい、こういう
ふうに考えます。

それからもう一つ。ほかの方がみなお聞きにな
りましたから、私はこれで最後にしますが、この
鉱山保安協議会の答申の九ページにこういう条
項があるのですね、「危険ありと判断して措置を命
じた管理者、係員等の行為が決して非難されるこ
とのないような体制ないし職場環境を確立してこ
そ、真に保安意識が充実に充ちてゐるといえるのであ
る。」という条項があるのですが、当然だと私は
思ふのです、こうあるべきだと思ふのですが、
しかし管理者、係員だけの行為が非難されること
がないといふことだつたら、むしろ現場で働いて
おる一般労働者がまず危険を察知するだらうと思

うのです。そのときに危険防止の措置を一般労働者がとった、その結果災害が起らなかったけれども、こういう労働者がそういう措置をとったときにも何ら処罰されるようなそういうことがないのだ、非難されることはないというように、ことに私は考えていたほうがよくはないかと思うのですが、保安局長はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(橋本健男君) 炭坑内における保安の秩序といいますが、保安体制の運営といいますが、こういったものは一つにははっきりと秩序を立て、その秩序のもとに置いて、そのかわりに問題がありますれば、刑事責任まで追及されるという仕組みになっておりまして、したがって、いかなる時期においても退避をし、いかなる時期においても指令するということとは、これはあえてそういった責任を持った係員なりあるいは管理者なりというふうなところに責任を集中させて、そういう体制をやっておるわけでございまして、したがって、いま先生のおっしゃいますように、具体的にたとえば落盤等があつて、そのために労働者各自がそれを退避するということは、これはもう必然的な危害の予防として当然のことだと思つてございまして、全体に対するいわゆる指令その他をやるというふうなことになると思います。これは坑内における秩序と、それからまた将来における、それをやったりやらの責任の問題というふうな点から、すべての人にそういう体制をしくということはどういうものであろうかという感じがしておる次第でございまして、なお、そういった形におきまして、さらにより労働者との間における具体的な問題につきましては、少し実態を研究させていただきたいと思つております。

○須藤五郎君 私こういうことを言うのは、働いている労働者にも保安に対してより一そう積極的な意識を持ってもらつと同時に、やはり労働者が不安だといったときに、その災害に対する応急措置をする。しかし、それがたまたま災害に至らな

かつた場合、おまえ出過ぎたことをやって、行き過ぎたことをやってけしからんというふうな責任を問われるということがないように、その場合も労働者のとった態度は是認されるという、そういう方向に行くなれば、労働者は災害に対してより以上一そう責任感を感じるでしょうし、注意も深まっていけるだろう、こういうふうに私は思うのでございます。労働者がそういう措置をとらなかつたから処罰するのじゃないに、そういう措置をとつても、災害に至らなくてもその行動が非難されることはない、こういうふうにお考えになっているが私はより一そうよくはないかと、こういうふうに私は考えて、いまこういう意見を述べておるのです。

○政府委員(橋本健男君) ここにございましてのは、「危険ありと判断して措置を命じた管理者、係員等の行為」ということで、この「等」がそのまゝで労働者のいわゆるいろいろな措置まで含まれておるかどうかということにつきましては、実際問題としてそれが坑内秩序を維持し、かつたいろいろな法的な関係においてどう解釈できるかということと研究させていただきたいと思ひます。もちろん労働者みずから危険を感じて退避するとか、あるいは事実行為として非常に危険な状態を発生して逃げるとかいうようなことは、これはもう当然の行為でございまして、ここに言つておられますのは、職場の全体に対して命令をし、ああやれ、こうやれという場合の問題でございまして、で、そういった点につきましては、坑内における秩序と危害とそれから責任の問題という問題がからんでまいりますので、検討させていただきたいと思ひのでございまして。

○委員長(阿部根登君) では、田口参考人長い間お待たせいたしました。ただいまから質疑に入ります。
○小野明君 時間もありませんから、簡単にひとつお答えをいただきたいと思ひます。
去る三日の晩に、合理化事業団の九州支部で汚

職があつたということで、被害部長代理並びに被害第二課長が逮捕をされておられ、この件について閉山交付金というこれからきつめて大きい問題になります事柄の汚職であるだけに重大であります。概要を御説明いただきたい。

付決定は、大体本部であります東京から学識経験すぐれたる調査員が参りまして、この調査員も二名以上を一組にしておりまして、さらに現地の支部からも参加するというたてまえになつてゐるのでございます。そしてこの閉山交付金の決定につきましても、以下述べます三段階を経ることにしております。それは専門的知識を有しております本所所属の調査員が二名以上の班を組織する、そして現地の調査員が二名、第二がさらに本部の調査専門委員会にその評価事情について、業務方法書の細目を規定するような方式のつとりまして、あらゆる角度からこれを検討する、それが第二段でございまして、第三段階は、さらにこれを役員会にかけまして、審議の上決定いたすということにしておりますので、交付金の決定につきましては、個人の裁量の入る余地は全くなく、交付金の決定は当団の組織規定上整理部所管でございまして、今度の不正容疑者二名は鉱害関係でございまして、さらにこの鉱害留保金の問題に移つてごく簡単に御説明を申し上げてみたいと思ひます。

ただいま小野先生からのお尋ねの件は、去る四月三日に当合理化事業団の九州支部の職員二名が加賀炭礦に關して不正容疑があるということで拘引されまして、関係書類を提出させられました。目下取り調べを受けておるわけでございまして。私といたしましては、その責任の地位にある関係上、全くごんきにたえない次第でございまして、まことに私の不徳のいたすところであると、心から申し訳なく存じておる次第でございまして、ただいまのお尋ねに従ひまして、当時の加賀炭礦の閉山整理交付金の支給並びに鉱害留保金の支払い、そういうことにわたつて、ごく概略を申し上げたいと思ひます。

決定がございまして、まずこの第一回の支払いでございまして、これは交付金額から留保金額を控除したいわゆる差額三〇%でございまして、留保割合は二〇%と五〇%、合わせて七〇%でございまして、交付金額の三〇%相当額を一般債務あるいは金銭債務等に引き当てるために第一回の支払いが行なわれたわけでございまして、この第一回の支払いは四十年の八月二十三日、第二回の支払いでございまして、これは九月の二十四日でございます。この第二回の支払いは、た

○参考人(田口良明君) 私は石炭鉱業合理化事業団の副理事長をしております田口でございます。実は工藤理事長が本日参るわけでありますが、ただいま病氣加療中でございまして、はなはだ遺憾でございまして、私からお答え申し上げたいと思ひます。
ただいま小野先生からのお尋ねの件は、去る四月三日に当合理化事業団の九州支部の職員二名が加賀炭礦に關して不正容疑があるということで拘引されまして、関係書類を提出させられました。目下取り調べを受けておるわけでございまして。私といたしましては、その責任の地位にある関係上、全くごんきにたえない次第でございまして、まことに私の不徳のいたすところであると、心から申し訳なく存じておる次第でございまして、ただいまのお尋ねに従ひまして、当時の加賀炭礦の閉山整理交付金の支給並びに鉱害留保金の支払い、そういうことにわたつて、ごく概略を申し上げたいと思ひます。
この加賀炭礦は、御承知のとおり九州の幸袋鉱業株式会社の炭礦でございまして、事務所は福岡県嘉穂郡穂波町忠限一帯地、整理促進交付金の申請年月日は昭和三十九年二月の十九日でございます。その申請に従ひまして、現地評価調査月日は昭和四十年の三月十六日から同年の三月二十一日までかつたわけでございまして、この評価に携つた調査員は本部から北村辰二、原田拓郎、九州支部からは井上安、この三名が立ち会つたわけでございまして、かくして交付決定は昭和四十年の八月二十三日に決定したわけでございまして、その交付決定金額は約一億四百二十八万円であつたわけでございまして。
そこで、この交付決定について一言御説明申し上げたいと思ひますが、この炭鉱の交付金の交

めにとつておいたものでございまして、その申し出がなかつたために、この留保金額の変更の差額の返還をいたしたわけでございまして。これはおそらくいろいろな債務の使途に充てられたものと想像されるわけでございまして。

それから以後三回にわたっていわゆる鉱害の留保金の支払いが行なわれたわけでありますが、その第一回の留保金の支払い、この鉱害留保金は交付金の五〇％でございますので、一億四百万円の交付金額の半分に当たる額でございますが、それをまず第一回に四十一年度の四月二十八日に三千五百三十九万四千円払ったわけでございます。この第一回の支払いでございますが、その支払いは未処理物件三百八十七件のうち三百二十四件が鉱区線外にある、あるいは採掘影響線外また既賠償の物件であったというようなことで、残りの六十三件が賠償責任があるということが確認されました。よって要賠償物件に対する残存鉱害算定額は四百五十五万一千五百五十四円となりました。しかし物価スライド等を勘案いたしましたので、約五〇％増を見込むとともに、不安定な要素も加味いたしまして千七百万円を留保いたしましたので、三千五百三十九万四千円を返還いたしましたわけでございます。第二回でございますが、これが四十三年六月二十二日に千四百万円を支払いをいたしたわけですが、その金額は、その後この鉱害の問題につきまして、当事者の間で交渉が進展し、だんだん申し出も取り下げがありまして、二名、十五件を残すのみとなったわけですが、このうち要処理物件は一名、十一件で、鉱害算定額は百四十二万八千円となるのでありますが、念のために三百万円を留保いたしまして、千四百万円を返還いたしました次第でございます。第三回の返還でございますが、昭和四十三年十月七日、これは被害者全員が申し出を取り下げましたので、残り三百万円を返還いたしましたので、これで完了いたしましたわけでございます。

で、返還額を算定するのでありますが、あくまでもこの返還額を算定する場合には、先ほど申しましたようにいろいろな面からセーフティーファクターを考慮いたしまして、そして多目に留保しておくのが通例でございます。なお、この鉱害促進協議会にはかつて上で決定するというようにいたしておるわけでありまして、この鉱害促進協議会というのは、合理化事業関係の各炭鉱の鉱害問題の解決を促進するために設けられております機関でございます。福岡通産局の鉱害部、それから鉱害事業団九州支部、石炭鉱業合理化事業団の九州支部、その他必要がある場合には関係者の参加を求めるということにいたしておるわけです。こういうような組織並びに手続をとっておりますので、今度のこの事件、どうしてこういうようなまことに恥づかしいような結果になったのか、私としてはまことにわからない、そういう現在の心境でございますが、しかし、この上は一日も早く事実が解明されまして、その実態のところははっきりすることを祈念しておる次第でございます。

なお、合理化事業団といたしましては、今後ますます炭鉱の整理並びにビルドアップの仕事の中心の重要な業務をいたしております関係上、役職員一同いやくもかかる不正なことがないよう、私はいつも日ごろからこの点を事業団内部に向かつて啓蒙してまいりましたつもりであります。が、先ほど申しましたように、こういうような事態を招いたということは時節柄まことに残念であるとともに、また仕事が必要であるだけに、今後この実態を把握しまして、二度と再びかかる汚名を着るようなことのないように、事業団一同、この際奮起一番、世間の誤解を解くことに全面的な努力を払う覚悟でございます。いずれ、さらに御質問がございと思います。一通り今回九州支部におきまして、二名の職員の不正確にかかると、ただいま調査中のそれに関連します加賀炭鉱の閉山交付金をめぐっての経過の概略を申し上げた次第であります。

○小野明君 大体概要なり、今後の御決意というものについてはよくわかったのであります。結局一億四百二十八万という交付金額の決定については個人の裁量が入る余地がない、こういう御説明であるわけでありまして、それは私もそうだろうと思っております。問題は二つの五千二百三十三万円ですが、この留保金の問題であらうと思っております。この留保金というのは、先ほど三回にわたって支払いをされた御説明をいただいたのでありますが、結局、鉱害には幾ら使われたのか、その点をひとつ再度御説明をいただきたいと思っております。

○参考人(田口良明君) 先ほどの三回にわたって支払われた鉱害留保金の返還の状況の問題であります。この三回にわたっての留保金の返還につきましては、先ほど申しましたように、返還にあたっては炭鉱並びに被害者関係の鉱害の復旧並びに補償問題、そういう問題があります。これは十分その道に通じたものでないといふ十分な査定もできかねるということもございまして、同一職務に三年以上長く携わるといふことを避けるようにしてございまして、鉱害問題は非常にむずかしい問題である関係もございまして、やむなくその道のエキスパートを長くその職務にとどめたということがやはり一つの今度の容疑の遠因になるのではないかと、私を私は反省しておるわけでございます。

ただ、ただいまのお尋ねのその金額がどこに回ったかということに対しては、これは先ほど申し上げましたように、十分それぞれの手続によりまして、なお被害者の同意を十分とりつけて、そうしてこれを取り下げに従って返還額をきめていくということになっておりますので、先ほど申しましたように、物件が三百八十七件というようないくつか三百二十四件がのそれに該当しないというようないわゆる破断角の問題、あるいは採掘の影響線というの破断角の問題でございますが、そのほか鉱区外の問題、あるいはは

でに賠償してしまつたというような物件であるとかいうようなことがはつきりして、そういうことによつてこの返還額が決定されるわけでございまして、そういうことで、なお先ほど申しましたような協議会を経てこれが決定をするということにいたしておるわけでありまして。

○小野明君 御説明のようですけれども、現地の警察あたりの言い分を聞いてみますと、これは氷山の一角である、まだまだこの問題は発展すると、このように見ておるようであります。さらにまたこの炭礦経営者は閉山ふとりをしたというふうなうわさいろいろ流れておる。炭礦閉山、あるいは鉱害復旧にからむいろいろな不正というものがいろいろ取りざたをされておるわけでありまして、でありますからして、この問題がたまたま表面に出てまいりまして、徹底的な解決をいたしませんと、国民のこの閉山交付金あるいは閉山に対する疑惑というのはこれはぬぐい得ない。いま副理事長の御説明によると、閉山交付金の決定から、あるいはこの鉱害の問題まで、個人の裁量が入る余地がないという御説明でありまして、あるいは鉱害二課長がとらえられておるが、そういたしますと、三百八十七件の鉱害申請があつて、これがわずか六十二、三件に落ちた、これによつて閉山炭礦、この加賀炭礦の受け取り額がふえてきた。鉱害はおっしゃるようになります。むずかしい問題であるわけなんです。それだけに専門家が要る。合理化事業団の中のこの人はやはり専門家であるわけでしょうが、その点で泣かされておる被害住民というものがいるのではないかと、その辺が問題ではないかと私は推定をするわけでありまして。副理事長は一体、逮捕されたこの事件のどこに問題があるか、原因はどこだろうという御推定がなければならぬと思うのですが、その辺は一体どのようにお考えですか。

○参考人(田口良明君) ただいま小野先生から御指摘の、まづもって氷山の一角じゃないかというふうなおしかり、まことにございと思ひます。

が、この合理化事業団は、すでに昭和三十年に整備事業団としてできたわけであります。この十三年の長きにわたり、まだ一度もこういう不正なうわさが立ったことはなかった、これをいつも私は心ひそかに満足しておる。私はいつも役員に申しおけることは、事業団は三つのSをモットーとする。第一は清潔、第二が親和に第三が誠実でございます。第一の清潔はこれは申し上げるまでもございせんが、親和は、合理化事業団は当初五年間の時限法でできた整備事業団でございます、みな一年生から養成する時間を持たなかつた。したがって、やむなく各炭礦会社、あるいは官庁、あるいは銀行、そういう方面から出向の形で勤務に当てられたわけであります。まあそれだけに人呼んで寄り合い世帯というような批判もあったわけでございます、それにはお互いが炭礦の再建整備に全力を尽くすという一つの目標に従って親和をモットーとしなければいけない。お互いに仲よく楽しく仕事をやっていってほしい。それが第二点。第三が誠実でございますが、いかなる仕事においても、これは仕事ばかりでなくて人間生活においてやはこの誠実という、真心を持つということ、そして人に対して親切でなければならぬということから誠実を第三のモットーといたしまして、この三つを事業団の柱として今日までやってまいつたのでございまして、まことに残念ながら、こういう事態が起きたというところにつきましては、いま小野先生のお尋ねでございますが、副理事長の勘から言つて、何がそこにかうしたのか、それについての何か当てはないかというお話のように承りましたが、私といたしましては、まことに残念至極、それこそ腹をかき切つても場合によつては死にたいぐらいな非常な憤りと落胆を感じておるのでございまして、先ほど来お話し申し上げたように、少なくとも組織の面において、あるいは業務の面において、個人的な利害が介入する余地は私はないと確信いたしております。この間にどういふ事情があったのか。ただ今度の容疑者二名はある会社か

らの出向者でございます。そうして、しかも加賀炭礦はその出向者とは非常に関係の深い間柄であつたことが偶然にわかつたわけでございます。そういうところに、これはそういう何かの利益なり、その炭礦のためにせんとするようなことでなしに、むしろ他の問題でこういうような容疑を受けたのではないかとしようなことを私はひそかに考へておられますけれども、問題は、たゞいま福岡の警察において取り調べ中でございますので、その調査の結果によつて善処し、今後事業団の行くべき道をまたさらに考え直さなければならぬのじゃないか、かように考へておるわけでございます。

○小野明君 副理事長のお気持ちというのは私もわかるような気がいたすわけであります。しかし、現実には鉱害関係の方が二人逮捕されておる。しかもありべつを受けておるわけなんです。これと、私どもしるうとから見ましても、鉱害処理というのはいさゝか複雑な問題をばらんでおる。といたしますと、その辺にしか問題が考えられない。しかも留保金、鉱害が少なくなればなるほど留保金というのは会社にと返つていくわけです。どうもその辺が私は問題だとか考へられないと思ふのであります。まああなたの説明を聞きますと、この警察段階から一体どうなるかわからぬと、こういうふうなおつしやり方なんです。が、事業団自身としても何かさういつた裁量の入る余地はないのか、この点をさきに究明をされて、警察の捜査が終わるのを待つてどうするということではなくて、早急に原因探求、そして今後ふたたびこういうことが起こらないように、団自身としてもさういつた措置をとられるのが至当ではなからうか。驚かれておる実情というのはわかりますけれども、いま国民の疑惑というのはこの事業団に向けられておるわけです。それに対応していかなる措置をとられるのかということが私は問題だと思ふのです。冷厳な現実を踏まえられて、今後の措置というものもお考えいただいたらどうだろうか、このように考へるわけでありま

す。再度御意見を承りたいと思ひます。

○参考人(田口良明君) ただいまの小野先生からの御指摘の点全く同感でございます。決して事業団はこの問題を等閑視し、あるいはいたづらに司直の結果をただ傍観しておるというのではございせん。直ちにその問題以来、本団からも各理事あるいはその他関係の者を支部につかわしまして、どこにこの原因があるのか、またさういふような原因の起きやすいような点はどこにあるのかというふうな点を事業団独自でして、そしてこの問題を可及的すみやかに解明をしなければいかぬという指示をいたしました。そうして、たゞいま九州支部におきましては、その問題について本団のほうとお互いに気脈を通じて、これが解明に乗り出しておるわけであります。これはひとり九州支部ばかりでなく、他の三支部に対しまして、かかる事態に対処し、再びさういふようなことがあつてはいけないということの嚴重な通達を出しまして、この問題の処理に対しましては遺憾のないように本団といたしまして、また責任者といたしまして、最善の努力を尽くしておる次第でございます。ただいまの小野先生の御指摘の点全く私も同感でございます。

○小野明君 通産省にお尋ねをいたしておきますが、この事件の決定の当時はトン当たり二千円であつたと思ひます。そうですね。ことしの予算で見ますと三十三百円の平均である。その上に特別交付金というふうなもの加わります。大体トン当たり七千円、八千円ということがうわさをされておるのであります。予想をされておるのであります。この第四次石炭政策の中で、もうすでにだれ開山という現象が出現してゐるのであります。そのやききに一番大きいポイントになるこの開山交付金の問題で汚職があつた。きわめてこれは重大な問題だと私は思ふ。大臣がおられれば大臣にぜひこの問題に対する所見なり今後の対策等についてお聞きをしたいのでありますけれども、所管者である局長の御意見なり所信をお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) まだ容疑段階にあるとはいえ、開山交付金の事柄に關連した不正の疑いを合理化事業団が持たれたということにつきましては、事業団はもとよりのこと、通産省として、またいへん残念なことでございます。開山交付金——一般交付金でも特別交付金でもさうでございますけれども、この制度の趣旨は、たゞたゞ当委員会でお話ししておりますように、開山あるいは会社の解散に伴います社会的な摩擦、なかなしく関連中小商工業者であるとか、鉱害の被害者であるとか、退職者である労働者であるとかという弱い部面に開山によるしわが寄るということを開山の制度の上で緩和をいたしたい、さういふことでございまして、この交付金の交付にあたりまして、いさゝか不正とか、あるいはその容疑を受けるというふうなことがあつてはならないこととでございます。むしろ、私どもの個人的な考え方から言いますならば、こんなあぶなかつた制度というふうなことは避けたいというぐらいな気持ちを持つておりますけれども、冒頭申しましたような開山という事態に対処する国の施策として、開山を円滑に行ない、その摩擦を最小限のものにするという大きな目的のためには、あえてむづかしい、非常にやつかい複雑な問題であり、その間にとかういふ指をさされるようなことが起こりがちであるという危険をも承知の上でこの制度に踏み切つてゐるやうなわけでございます。ただいまのような容疑が絶対出ないやうに厳正な執行をいたすべきものと考へております。今回の増額にあたりまして、当然国民一般のそしりを受けておる次第でございます。ただ、その際に、特別交付金の場合と一般交付金の場合では、これは小野委員御承知だと思ひますけれども、選任制にいたしております。一般交付金は先ほど副理事長が御説明になつたやうな仕組みとあまり変わつてない状況で、客観的な基準に基づきまして評価をして額を決定するということとでございますので、当該開山の鉱業権者にとりましては、債務の状況

その他の違いから見ますと、当該鉱業権者にとつての受益度合いと申しますか、これはもうまちまちになるのが当然な仕組みでございます。極端なことを言いますと、若干のものが残るということがあつてもやむを得ない。平均的な制度として考えておりますので、およそ閉山に必要な債務処理というものが円滑に行なわれるようにということと定めておりますので、部分的には先ほどのおことばのように、閉山太りと申しますか、残るものもあり得るということは、制度そのものが前提としておるわけであります。特別交付金のほうは、御承知のように超過債務の一定比率を定めるということでございます。これはいかなる意味でもさような事態はございせん。これらの額の決定につきましては、国会の御意見も十分に承つて閉山処理を円滑にするために定めたこととでございます。このような大事な制度が、このような不正容疑というようなことでいろいろと議論を呼び起こすということはまさに残念で、今後事業団にも厳格な執行をお願いいたしますとともに、私も自身も厳正な執行をいたしたいと思つております。

○小野明君 局長にお尋ねしておきますが、私はこの問題を取り上げまして、率直に疑点のあります点を二点申し上げたい。

一つは、先ほどお話が田口参考人からありましたが、当初申請の鉱害件数三百八十七件、それが第三回の支払いをする時点では三百二十四件というものが、これを鉱害の破断角外である、あるいは鉱区外であるということと落とされておる。この落ち方というものがきわめて激し過ぎるのではないかと、多過ぎるのではないかとすることが一つ。

いま一点は、この閉山交付金の支払いの速度が、この加賀炭礦においては、他の閉山礦に比べてかなりスピードアップされて支払われておるのではないかと。これはもちろん金利等の関係もあるものでありますが、その辺はどのようにお考えであるか。そして通産省としては、この問題について

どういった今後の対策を考えられておるのか。その辺の御意見も伺つておきます。

○政府委員(中川理一郎君) 先生も御承知のように、鉱害の被害者の立場からいろいろ話が出てきます。客観的な事実として鉱害現象があるということに疑いがない場合でございます。その賠償責任を持つておる鉱業権者がだれであるかという点についての意見の違ひと申しますか、判断の違ひというものが非常に多くあるケースでございます。一がいにお申し立て件数と最終的に判定されたものとの割合だけでもつてそのことを判断すべきかどうか。これはたとえば鉱区の錯綜しておるような場合、鉱業権者がいろいろあつて、Aのほうの責任に帰属するのかBのほうの責任に帰属するのかということがわかりにくい場合、隣接してたくさんある場合には多い。したがつてそういう場所では、そういう歩どまりというものは少なくなることもあり得るわけでございます。先ほど副理事長から破断角外の説明があつたわけでございますけれども、そういうケースは状況によつて相当違つたわけでございます。申し立て件数と最終的に判断された件数との隔たりだけどもつて判断するということも適當であるかどうかは、これはおおよそ別な問題だと私は考えますけれども、非常にその差が大きいということに、何らかあつたのではなからうかというお疑いをお持ちになるのもまたこれ無理からぬことであると思ひます。ただししかしながら、これらの申し立てを最終的に引き下げられて留保金を解除するということには、当然にこれは被害者が納得をした上で行なれていくことでございまして、これは被害者にまだ疑念がある限りにおいては留保金ははずせないことにならざるわけでございます。その点から判断する限り、私は先ほどの副理事長の御意見のように、この留保そのものの問題について何か不正があつて、その何と申しますか、見合ひで何らかもつたか云々というように直ちに私ははつながらるものとは、どうも制度そのものから考えまして考えられないわけでございますが、

まあその間に、たとえば被害者と鉱業権者の中に立つていろいろ話をしておるというようなことも場合によつてはあり得るかもしれない。しかしあくまでこれは被害者の同意を取りつて了解の上でやつていくことでございまして、その辺の実態は、事業団自身でもうしばらく実態をお調べになり、あるいは司直の手でその間の関係が明らかにされる、これを見きわめた上で私は処理をいたすべきことだと考えております。現在ただいまの状態では、いやしくも閉山交付金その他の制度の執行にあつて不正の疑いを持たれるようなことのないように、厳正な運用をやつてほしいというのと以外に、このケースをもつて直ちに何らかの措置に出なければいかぬというのはいささか早いのではないかと。その間の事情を私も実は納得しかねておる。さようなことはあり得ない。何かほかの個人的な関係でももつたのじやなからうかというふうな気さへする状況でございますので、もうしばらく状況を調べてみたいと思ひます。

なお、取りくずしの状況が早過ぎたのじやないかという御意見がございましたけれども、本件の約三千年での公害留保金の引き渡しの期間というのは、鉱業権者の処理状況によつて異なつてはおりますけれども、本件のような、約三年間で全額を引き渡したというのは、平均的にはさほど短いことだとは言えないということを担当のほうでございまして、北海道のように鉱害のないところでは直ちにお渡しするわけでございます。いまの時間的な遅延という点から、きわめて何かあるらしいというところはつきりしておるケースだといふふうには私も考慮しておらない次第でございます。

○参考人(田口良明君) ただいまの局長の御説明に、なおつけ加えまして小野先生に申し上げたいと思ひますが、まあ、この炭礦がどうも鉱害留保金の返済が、償還が早いんじゃないかという点につきましては、ただいま局長から御説明があつた

とおりでございます。さらに、この炭礦は非常に良心的な炭礦でございます。債務総額が一億一千九百万円余りでございまして、賃金債務、あるいはたまたまの鉱害賠償債務はもちろんのこと、これは優先債務と申しておりますが、そのほか一般債務につきましても、全部一〇〇%の弁済率をしております。そういうわけで、特にこの山が留保金が早く片づいたというふうなことではないのであります。なお、ただいま申しましたように、かなり良心的にやつておりましたために、この弁済率がすべて債務を一〇〇%完成しておるという事情にございましてつけ加えまして、補足説明を申し上げます。

○小野明君 これで大體終わりたいと思つておつたのでございます。いまの局長のことばじりをとらえるわけではないのですけれども、私は私なりに疑い得る事実という問題を率直に出してみたわけですね。そうしますと、私も先ほど副理事長からお伺いをして了解しておつたのですが、こういった事件が起こつたのですから、その問題をこの事実の上に立つて追及し、やはり今後かかることとがなないように対処いたしますということだったので。局長のお話ですと、私の取り違ひかもしれないけれども、何か、ほかの件での収賄ではないかというふうなお話があつた。それはまたこの、逮捕されてこの問題に疑いを持たれておるという事実を踏まえない私はことはではないかと思ひます。ですから、こういう事実が起こつたのですから、率直に原因は何なのか、それをやはり局自体としても通産省としても説明をしていく、国民の疑惑にこたえていくという態度があつて初めて私はこの問題に対する説明をすることになると思ひます。どうもおれは知らぬというふうなことは、これは問題があると思うので、再度質問をいたします。

○政府委員(中川理一郎君) 多少のことばが足りなくておしかりを受けておるような感じがいたします。私の申し上げた気持ちには先生御指摘のとおり、いやしくもこういう疑いを持たれたというこ

とからすれば、よほど今後厳正な執行をやつていかなければならぬし、こういう容疑を受けたというこの理由なり何なりというものは徹底的に究明すべきである。その点是小野委員御指摘のとおり私は何ら違つた考えを持つておるわけではございません。ただ制度の仕組みなり何なりから申しますと、どう考へても何か便宜を供与してやつてどうかしたというふうな仕組みにはなつていないので、そこを私はまだ個人的にはわからない感じがするくらいだということを申し上げただけでございます。いやしくも警察が容疑をもつて調べておられます以上、そこには何かあるはずだと思ひますので、その点は率直にわれわれもなお事実の解明と今後の改善について努力すべきことは御指摘のとおりでございます。多少ことばが足りなかつたかもしれませんが、おわびを申し上げておきます。

○小野明君 終わります。

○委員長(岡具根登君) 本件についての質疑は本日はこの程度にとどめます。

次回の委員会は四月十六日午後一時からに予定いたしております。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会

四月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

一、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案

一、石炭鉱業国有法案(衆)

一、日本石炭公社法案(衆)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第

百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「販売価格及び生産数量」を「販売価格等」に改める。

第二条第一項中「第三十五条の六第四項」を「第三十五条の十第四項」に改める。

第三条第二項第一号中「昭和四十五年度」を「昭和四十八年度」に改め、同項第四号中「及びその交付に係る採掘権又は租鉱権の放棄により減少すべき石炭の生産数量」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 石炭鉱業を廃止した会社に対する石炭鉱山整理特別交付金の交付

第二十五条第一項第五号中「の交付に係る採掘権」を「若しくは石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る鉱業権」に改める。

第二十六条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 石炭鉱山整理特別交付金の交付の時期及び方法

第二十六条第二項第六号中「の交付に係る採掘権」を「若しくは石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る鉱業権」に改める。

第三十五条中「第三十五条の七、第四十四条の二第一項、第四十五条第三項及び第五十条」を「及び第三十五条の十一第一項」に改める。

第三十五条の二の見出しを「(交付金に係る公示)」に改める。

第三十五条の三の見出しを「(交付金に係る債務の弁済)」に改める。

第三十五条の七第一項中「交付金」を「交付金若しくは特別交付金」に、「採掘権若しくは」を「鉱業権若しくは」に改め、「石炭の採掘」の下に「(試掘を含む)」を加え、同条を第三十五条の十一とする。

第三十五条の六第一項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権又は」を「鉱業権又は」に改め、同条第二項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権の」を「鉱業権の」に改め、同条第三項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、同条第四項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権」を「鉱業権」に改め、同条を第三十五条の十とする。

第三十五条の五の次に次の四号を加える。

(石炭鉱山整理特別交付金の交付)

第三十五条の六 事業団は、石炭鉱業を営む会社が昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に解散し、その保有するすべての鉱業権又は租鉱権について放棄による消滅の登録を受けた場合であつて、その会社が次の各号に適合するときは、その会社に対し、石炭鉱山整理特別交付金(以下「特別交付金」という)を交付することができる。

一 昭和四十四年六月一日以後において、鉱業権(租鉱権の租鉱区又は租鉱権の目的となつていて鉱床に係るもの及び当該鉱業権に係る鉱区とこれに隣接する鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的である旨の通商産業大臣の認定を受けた当該鉱区に係るものを除く)についてこれを譲り渡し若しくは譲り受け若しくはその鉱区の増減をし、又は租鉱権についてこれを設定し若しくは租鉱区の増減をしたことがないこと。

二 解散の日前二月以上八月以内にその石炭鉱業を休止したことがないこと。

三 租鉱権を放棄する場合にあつては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

2 前項の特別交付金の額は、次の各号に掲げる債務ごとに政令で定める方法により算定した金額の合計額とする。

一 当該会社が営んでいた石炭鉱業に従事していた従業員に対し当該会社が解散の日現在において負担する賃金の支払の債務及び貯蓄金の返還の債務(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く)。

二 当該会社が営んでいた石炭鉱業による鉱害の賠償債務。

三 当該会社が営んでいた石炭鉱業に必要なものとして購入した資材のその購入に係る買掛金債務その他通商産業省令で定める債務。

四 当該会社が営んでいた石炭鉱業に必要な資金として銀行その他の金融機関から借り入れた借入金債務。

(特別交付金に係る公示)

第三十五条の七 事業団は、特別交付金の交付を申請した会社が前条第一項に規定する特別交付金の交付の要件に適合していると認めるときは、すみやかに、当該会社に特別交付金を交付する旨並びに当該会社の同条第二項第二号及び第三号に掲げる債務に係る債権者は六十日以上の一定期間内に事業団に対し債権の申出をすべき旨を公示しなければならない。

2 前項の債権者が同項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、当該債権については、次条第一項の規定による債務の弁済を請求することができない。

(特別交付金に係る債務の弁済)

第三十五条の八 事業団は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第三十五条の六第二項の規定により同項各号に掲げる債務ごとに算定した金額について、通商産業省令で定めるところにより、当該特別交付金の交付を受けることとなつた会社(以下「廃止会社」という)に代わつてその債務の弁済を行なう。

2 前項の通商産業省令には、第三十五条の六第二項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれ

第三十五条の六第一項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権又は」を「鉱業権又は」に改め、同条第二項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権の」を「鉱業権の」に改め、同条第三項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、同条第四項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「採掘権」を「鉱業権」に改め、同条を第三十五条の十とする。

第三十五条の五の次に次の四号を加える。

(石炭鉱山整理特別交付金の交付)

第三十五条の六 事業団は、石炭鉱業を営む会社が昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に解散し、その保有するすべての鉱業権又は租鉱権について放棄による消滅の登録を受けた場合であつて、その会社が次の各号に適合するときは、その会社に対し、石炭鉱山整理特別交付金(以下「特別交付金」という)を交付することができる。

一 昭和四十四年六月一日以後において、鉱業権(租鉱権の租鉱区又は租鉱権の目的となつていて鉱床に係るもの及び当該鉱業権に係る鉱区とこれに隣接する鉱区に係る鉱床を一体として開発することが著しく合理的である旨の通商産業大臣の認定を受けた当該鉱区に係るものを除く)についてこれを譲り渡し若しくは譲り受け若しくはその鉱区の増減をし、又は租鉱権についてこれを設定し若しくは租鉱区の増減をしたことがないこと。

二 解散の日前二月以上八月以内にその石炭鉱業を休止したことがないこと。

三 租鉱権を放棄する場合にあつては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

2 前項の特別交付金の額は、次の各号に掲げる債務ごとに政令で定める方法により算定した金額の合計額とする。

ることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の弁済の時期、方法その他の必要な事項を定めておかなければならない。

3 事業団が第一項の規定により債務の弁済を行なつたときは、その弁済を行なつた額について第三十五条の六第一項の規定による特別交付金の交付をしたものとみなす。

(特別交付金を受ける権利の保護)

第三十五条の九 第三十五条の六第一項の規定により特別交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

第三十六条第二項中「四十五円」を「五十五円」に改める。

第三十六条の六及び第三十六条の十一中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第三十六条の二十一に次の二項を加える。

2 前項に規定する資金の貸付けに係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、八年(すえおき期間を含む)をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

3 第三十六条の六及び第三十六条の八から第三十六条の十一までの規定は、第一項に規定する資金の貸付けを受けた者について準用する。

第三十六条の二十四第一項中「第三十五条の六第一項ただし書」を「第三十五条の十第一項ただし書」に改める。

第四十条の二中「開発資金」の下に「、第二十五条第一項第十一号に規定する資金」を加える。

第五十三条の二第三号中「第二十七条第三項」の下に「、第三十五条第四号、第三十五条の三第二項、第三十五条の六第一項第四号若しくは第二項第三号、第三十五条の八第一項、第三十五条の十一第一項」を加え、「第三十六条の二十一」を「第三十六条の二十一第一項」に改める。

第五章の章名を「販売価格等の制限」に改める。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(販売数量の調整等に関する指示)

第六十三条の二 通商産業大臣は、特定の地域における石炭の生産数量が減少し、又は石炭の流通が円滑を欠く等のため、石炭の需要者に対する石炭の安定的な供給の確保に支障を生ずるおそれがあるとき、又は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者に対し、石炭の販売数量の調整又は特定の需要者に対する石炭の供給が不足した場合の措置に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

第六十四条第一項中「前条第二項」を「第六十三條第二項」に、「六月以内とする」を「六月以内とし、前条第二項の共同行為をなすべき期間は、一年以内とする」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第六十三條第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 前条第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

第六十五条中「又は第六十三條第一項」を「若しくは第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改め、「前条第二項各号」の下に「又は第三項各号」を加える。

第六十六条及び第六十七条中「又は租鉱権者」を「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」に、「又は第六十三條第一項」を「、第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める。

第六十八條第一項中「又は第六十三條第一項」を「、第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める。

第七十八條の見出し中「経理」の下に「の改善等」を加え、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、鉱床の一体的な開発、鉱業施設の効率的な利用その他石炭鉱業の生産又は

経営の合理化を図るため、採掘権者又は租鉱権者が相互に協力して事業活動を行ない、又はその事業を一体的に運営することが特に必要であると認めるときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、必要な勧告をすることができる。

3 通商産業大臣は、前項の勧告をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

第八十四条第一号中「第三十五条の六第二項」を「第三十五条の十第二項」に改める。

附則第二条中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第三十五条の六第一項に規定する石炭鉱山整理特別交付金の交付の申請をした会社が昭和四十四年四月一日からその申請の日の前日までの間に解雇した鉱山労働者については、改正後の第三十五条の十一第一項中「特別交付金の交付の申請の日」とあるのは「昭和四十四年四月一日」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二十一の規定により行なつた同条に規定する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「軽減する」を「軽減する等の」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

当するものは、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第号)の施行の日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までに、前条第一項の認定を受けた会社にあつては、石炭鉱山における保安の確保のための措置に関する事項の追加その他必要な再建整備計画の変更をし、その他の会社にあつては、第二條第一項各号に掲げる事項及び石炭鉱山における保安の確保のための措置について定めた再建整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その再建整備計画が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 前項の掘採可能鉱量の計算の方法は、通商産業省令で定める。

第三条の三 通商産業大臣は、前条第一項の規定により認定を受けた旨の請求があつた場合において、その再建整備計画が次の各号に該当し、かつ、その実施が当該会社の経理の基礎及び技術的能力並びに当該会社に対する金融機関の協力の見通しに照らして確実であると認めるときは、当該再建整備計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 第二條第一項第一号の計画が石炭鉱業の再建整備を図るため適切なるものであること。

二 第二條第一項第二号から第四号までに掲げる措置又は石炭鉱山における保安の確保のための措置が当該会社の生産の合理化、経営の合理化、資本構成の是正又は石炭鉱山における保安の確保のため適切なるものであること。

2 第三條第二項の規定は、前項の認定について準用する。

第四條第一項中「前条第一項」を「第三條第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(再建交付金交付契約)

第四條の二 政府は、第三條の三第一項の認定を受けた会社が次の各号に定めるところにより借入契約又は債務の内容を変更したときは、その変更に係る部分の借入金又は債務の元本の償還

及び利子の支払のための交付金を交付する旨の契約（以下「再建交付金交付契約」という。）を当該認定を受けた会社と結ぶことができる。

一 金融機関から昭和四十三年九月三十日以前において借り入れ、昭和四十四年五月一日現在において借入残高のある借入金（償還期間（すえおき期間）を含む。）が一年未満のものとして借り入れたもの並びに石炭鉱業合理化事業団から石炭鉱業合理化臨時措置法第二十六条第二項第九号に規定する近代化資金、同項第九号の二に規定する開発資金及び同項第十二号に規定する再建資金として借り入れたもの（再建資金として借り入れたものにあつては、昭和四十二年四月一日以後に借り入れたものに限り）を除く。次号において同じ。）

のそれぞれの借入契約ごとに、昭和四十四年五月一日現在における借入残高に通商産業省令で定める計算の方法により計算した率を乗じて得た金額につき、当該金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その内容を変更に係る部分の内容を次のイ、ロ、ハ及びニに適合するものとする。

イ 変更に係る部分の借入金の償還期間（すえおき期間を含む。）が昭和四十四年五月一日から起算して十五年となつていないこと。
ロ イの償還期間に含まれるすえおき期間が通商産業省令で定める計算の方法により計算した期間となつていないこと。
ハ 変更に係る部分の借入金の利率が年三分となつていないこと。

ニ 変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法に従つて行なわれることとなつていないこと。

二 金融機関から昭和四十三年十月一日から昭和四十四年四月三十日までの期間において借り入れ、同年五月一日現在において借入残高のある借入金のうち当該期間における当該会

社の石炭鉱業の運営に特に必要な借入金であつた旨の通商産業大臣の認定を受けたもののそれぞれの借入契約ごとに、同日現在における借入残高につき、当該金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その内容を次のイ及びロに適合するものとする。

イ 変更に係る借入金の償還期間が昭和四十四年五月一日から起算して十五年をこえない範囲内において通商産業省令で定める計算の方法により計算した期間となつていないこと。

ロ 変更に係る借入金の利率並びに元本の償還及び利子の支払の方法がそれぞれ前号ハ及びニに適合していること。

三 当該会社が営む石炭鉱業の従業員又は従業員であつた者（以下「従業員等」という。）に対し昭和四十四年五月一日現在において負担する賃金の支払の債務（当該会社が昭和四十三年九月三十日以前において負担することとなつたものに限り。）及び貯蓄金（当該従業員等が当該会社に昭和四十三年九月三十日以前において預け入れたものに限り。）の返還の債務（当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合に於ては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く。）の額に第一号の通商産業省令で定める計算の方法により計算した率を乗じて得た金額につき、当該従業員等との間において当該債務の内容を変更して、その変更に係る部分の債務の償還期間並びにその債務の元本の償還及び利子の支払の方法をそれぞれ前号イ及び第一号ニに適合するものとする。

2 前項第三号の規定による変更に係る部分の債務の利率が年三分をこえている場合における同項に規定する当該利子の支払のための交付金の額は、年三分の利率により計算した金額とする。

3 政府が再建交付金交付契約を結ぶ場合における再建交付金交付契約に係る借入金及び債務の元本の額の総額は、千億円を限度とする。

第五条第一項中「（以下「再建整備会社」という。）を（以下「元利補給契約会社」という。）であつて政府と再建交付金交付契約を結んでいる会社（以下「再建交付金交付契約会社」という。）でないもの又は再建交付金交付契約会社」に改め、（「第三条第一項」の下に「又は第三条の三第一項」を加え、同条第二項中「（第三条」の下に「又は第三条の三」を加える。

第六条第一項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社」に改める。

第九条の見出しを「（契約の解除）」に改め、同条第一項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社」に改め、同条第二項中「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を加え、同条第二項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社」に改め、同条第三項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社又は再建交付金交付契約会社」に改め、「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を加え、同条第四項中「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を加える。

第十条第一項中「元利補給契約」の下に「又は再建交付金交付契約」を、「借入金」の下に「又は債務」を、「金融機関」の下に「又は従業員等」を加え、「の一部」を削り、同条第二項中「前項の規定により」の下に「金融機関に対し」を加え、「若しくは委任」を削り、「できなかつた元本の額」の下に「（その元本に係る借入金に係る債務の担保に供されてた財産が第四項の通商産業大臣の認定を受けた借入金に係る債務の担保に供された場合に於ては、その元本の額からその担保の提供によつて減少した担保の価額を控除した額。以下この項において同じ。）」を加え、同条に次の三項を加える。

3 第一項の規定により従業員等に対し補償する損失は、当該従業員等が当該債務についてその履行を請求した日から三月を経過してもなお取り立てることができなかつた元本の額の二分の一に相当する金額とする。

4 再建交付金交付契約会社が昭和四十九年四月一日以後においてその石炭の生産の事業を廃止した場合において、当該再建交付金交付契約会社が、当該再建交付金交付契約に係る借入金に係る債務の担保に供してた財産（通商産業省令で定めるものに限り）を担保に供して昭和四十五年三月三十一日までに当該借入金に係る金融機関（通商産業省令で定めるものを除く。）から借り入れた借入金であつてその借入金が石炭鉱業の運営に必要な旨の通商産業大臣の認定を受けたもの（その借入金を借り換えたときは、その借り換えた借入金を含む。）の残高をその事業を廃止した日現在において有しており、かつ、当該金融機関の当該再建交付金交付契約会社に対する資金の融通の状況が通商産業省令で定める基準に適合しているときは、第一項の規定により当該金融機関に対し補償する損失は、第二項に規定する金額に当該残高に相当する金額の範囲内において通商産業省令で定める金額を加えた金額とする。

5 再建交付金交付契約が解除された場合における第一項の規定による損失の補償は、通商産業省令で定めるところにより、分割払いの方法により行なうものとする。

第十一条第一項中「受けた金融機関」を「受け又は受けることとなつた金融機関又は従業員等」に改め、「当該借入金については」を削り、「当該借入金」を「当該損失の補償」に改め、同条第二項中「金融機関」の下に「又は従業員等」を加え、「受けた」を「受け又は受けることとなつた」に、「当該借入金」を「当該損失の補償」に、「二分の一に相当する金額を」を「二分の一に相当する金額（前条第四項の規定により同条第一項の規定による補償金の額が増額された場合に於ては、その残額に二分の一以上において通商産業省令で定める割合を乗じて得た金額）」を通商

産業省令で定めるところにより、「規定による補償金の額」を「規定により補償を受けた金額」に改める。

第十二条 第一項中「再建整備会社」を「元利補給契約会社（再建交付金交付契約会社であるものを除く。）又は再建交付金交付契約会社（以下「再建整備会社」という。）」に改める。

第十七条中「第四条第一項並びに」を「第三条の二第一項及び第二項、第四条第一項、第四条の二第一項、」に改め、「第六条第二項」の下に「、第十条第四項及び第五項並びに第十一条第二項」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭和三十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

石炭鉱業国有法案

石炭鉱業国有法

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 石炭鉱業の国有（第二条・第三条）
- 第三章 石炭需給計画（第四条）
- 第四章 石炭審議会（第五条―第十一条）
- 第五章 石炭鉱業等の買収等（第十二条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、石炭がわが国における重要なエネルギー資源であつて、エネルギーの将来にわたる安定的供給を確保するうえに重要な地位を占めていることにかんがみ、石炭の掘採及び取得の権能並びにその輸入の権能を国に専属させることにより、その計画的かつ合理的な生産及び供給を確保し、もつて国民経済の健全な

発展に寄与することを目的とする。

第二章 石炭鉱業の国有

（国の権能）

第二条 まだ掘採されない石炭について、これを掘採し、及び取得する権能並びに石炭を輸入する権能は、国に専属する。

（国の権能の実施）

第三条 前条の規定により国に専属する権能及びこれに伴う必要な事項は、日本石炭公社に行なわせる。

2 前項の日本石炭公社（以下「公社」という。）については、別に法律で定める。

第三章 石炭需給計画

（石炭需給計画）

第四条 通商産業大臣は、第一条の目的を達成するため、毎年度、通商産業省令で定めるところにより、石炭審議会の意見をきいて、当該年度以降の五年間について石炭需給計画を定めなければならない。

2 石炭需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 石炭の生産数量、輸出数量及び輸入数量
 - 二 石炭の需要の確保に関する事項
 - 三 石炭の販売価格に関する事項
 - 四 その他石炭の需給に関する重要事項
- 3 石炭需給計画は、石炭その他の燃料及び動力源の需給事情、石炭資源の開発状況その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

4 通商産業大臣は、前項の経済事情の変動のため特に必要があるときは、石炭審議会の意見をきいて、石炭需給計画を変更しなければならない。

5 通商産業大臣は、石炭需給計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四章 石炭審議会

（設置）

第五条 通商産業省に、石炭審議会を置く。

（権限）

第六条 石炭審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、石炭に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を通商産業大臣に建議することができる。

（組織）

第七条 審議会は、委員十二人で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

第八条 委員は、公社を代表する者、公社の職員を代表する者、石炭の需要者を代表する者及び石炭需給経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

3 専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

（任期）
第九条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（勤務）
第十条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（省令への委任）

第十一条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 石炭鉱業等の買収等

（買収）

第十二条 この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日の午前零時において次の各号に掲げる者が現に有する当該各号に掲げるものは、その時において国が買収する。

- 一 石炭鉱業（その附帯事業を含む。以下同じ。）を営んでいる者（次号に掲げる者を除く。）にあつては、その者の事業

二 石炭鉱業を営んでいる者であつて石炭鉱業以外の事業で政令で定める一定規模以上のものを兼営しているものにあつては、当該石炭鉱業

の権利及び義務の承継）
第十三条 前条の規定による買収の時において次の各号に掲げる者が現に有する当該各号に掲げる権利及び義務は、当該買収の時において国が承継する。

- 一 前条第一号に掲げる者にあつては、その者の事業に係る一切の権利及び義務
- 二 前条第二号に掲げる者にあつては、当該石炭鉱業に係る一切の権利及び義務

2 前項の規定により国が承継した権利及び義務は、その時において公社に承継されるものとする。

（買収価格）

第十四条 買収価格は、次に掲げる基準によつて算定するものとする。

- 一 第十二条第一号に掲げる者のうちその者の発行する株式が証券取引所に上場されているものの事業にあつては、政令で定める日前一定の期間における当該株式の証券取引所における平均取引価格にその者の発行済み株式の総数を乗じて得た額
- 二 第十二条第一号に掲げる者であつて前号に掲げる者以外のものの事業にあつては、当該事業に属する資産の価額の合計額から当該事業に属する負債の価額の合計額を控除した額
- 三 第十二条第二号に掲げる者の石炭鉱業にあつては、当該石炭鉱業に属する資産の価額の合計額から当該石炭鉱業に属する負債の価額の合計額を控除した額

2 買収価格の算定については、前項の規定によるもののほか、政令で定めるところによる。

（鉱業権等の消滅）

第十五条 この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日の午前零時において石炭鉱業を営んでいない者が現に有する石炭を目的とする鉱業権（以下単に「鉱業権」という。）又は石炭を目的とする租

鉅額（以下単に「鉅額」という。）は、その時において消滅する。この場合において、鉅額法（昭和年二十五法律第二百八十九号）第六十條及び第八十五條の規定は、適用しない。

2 国は、前項の規定による鉅額又は租税の消滅によつて生じた損失を当該鉅額又は租税を有していた者に対し補償するものとする。

3 前項の規定により補償すべき損失は、当該鉅額又は租税の消滅によつて通常生ずべき損失とする。

（石炭鉅額評価審査会）

第十六條 第十四條の規定による買収価額及び前條第二項の規定による補償金額は、臨時に通商産業省に置く石炭鉅額評価審査会（以下「審査会」という。）が決定する。

2 審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（訴訟）

第十七條 前條第一項の規定により決定された買収価額又は補償金額に不服のある者は、訴えをもつて、その増額を請求することができる。ただし、その決定のあつたことを知つた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（国債証券の交付）

第十八條 買収代価及び補償金は、二十年以内に償還すべき国債証券をもつて交付する。この場合において、百円未満の端数を生じたときは、これを額面金額百円とする。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債証券を発行することができる。

3 前二項の規定により交付する国債証券の交付価額は、時価を参酌して大蔵大臣が定める。

4 第二項の規定により発行する国債証券に關し必要な事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

（買収等に關する事務の委任）

第十九條 第十二條の規定による買収及び第十五

條第二項の規定による補償についての調査その他これらの規定による買収及び補償に關する事務は、政令で定めるところにより、公社に行なわせるものとする。

（政令への委任）

第二十條 この章に定めるもののほか、第十二條の規定による買収及び第十五條第二項の規定による補償に關する手続その他その買収及び補償の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に關しては、別に法律で定める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二百七十億円の見込みである。

日本石炭公社法案

日本石炭公社法

目次

第一章 總則（第一條—第八條）

第二章 経営委員会（第九條—第十八條）

第三章 役員及び職員（第十九條—第二十八條）

第四章 財務及び會計（第二十九條—第六十六條）

第五章 監督（第六十七條—第六十八條）

第六章 雑則（第六十九條—第七十一條）

第七章 罰則（第七十二條—第七十三條）

附則

第一章 總則

（目的）

第一條 日本石炭公社は、石炭鉅額国有法（昭和四十四年法律第 号）に基づき、石炭の計画的かつ合理的な生産及び供給を遂行すること

により、國民經濟の健全な發展に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二條 日本石炭公社（以下「公社」という。）は、法人とする。

（業務）

第三條 公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 石炭を掘採し、及び取得すること。

二 石炭の輸入を行なうこと。

三 石炭を販売すること。

四 未開発炭田を開発すること。

五 前各号の業務に關連する業務

2 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、輸入業者に対し、前項第二号に掲げる業務を委託することができる。

3 公社は、第一項第五号に掲げる業務を行なうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、その業務に直接關連し、かつ、その業務の運営に必要な事業に投資することができる。

（事務所）

第四條 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、従たる事務所として、支社を置く。

3 支社の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
北海道支社	札幌市		
常磐支社	いわき市		
九州支社	福岡市		

（資本金）

第五條 公社の資本金は、二百億円とし、政府が全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。

3 公社は、前項の規定による政府の出資があつ

たときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第六條 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七條 公社でない者は、その名称中に日本石炭公社という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

（民法の準用）

第八條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、公社に準用する。

第二章 経営委員会

（設置）

第九條 公社に、経営委員会を置く。

（権限）

第十條 経営委員会は、公社の業務の運営に關する重要事項を決定する機關とする。

2 次の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一 予算、事業計画及び資金計画

二 決算

三 長期借入金及び短期借入金の借入れ並びに石炭債券の発行

四 長期借入金及び石炭債券の償還計画

五 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

3 経営委員会は、必要と認める事項について、監事に監査を命ずることができる。

（組織）

第十一條 経営委員会は、委員十人及び職務上当然就任する特別委員（以下単に「特別委員」という。）二人をもつて組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかねばならない。

(委員の任命)

第十二条 委員は、学識経験のある者及び労働者を代表する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後の最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。

3 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五 公社の役員又は職員

(委員の任期)

第十三条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

(委員の罷免)

第十四条 内閣は、第十二条第二項後段の両議院の事後の承認を得られないとき、又は委員が同条第三項各号の一に該当するに至つたときは、その委員を罷免しなければならない。

第十五条 内閣は、委員が次の各号の一に該当する

るとき、その委員が委員たるに適しないと認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十六条 委員は、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるほか、その勤務の日数に応じ相当の報酬を受けることができる。

(議決の方法)

第十七条 経営委員会は、委員長又は第十一條第四項に規定する委員長を代理する者及び六人以上の委員又は特別委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、理事又は公社の職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(公務員たる性質)

第十八条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員の範囲)

第十九条 公社に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以上十人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十条 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁を補佐して公社の業務を執行し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 総裁及び副総裁は、第十一條第一項に規定する経営委員会の特別委員とする。

4 理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公社の業務を執行し、総裁

及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、公社の業務を監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する。

(役員の任命及び任期)

第二十一条 総裁及び副総裁は、経営委員会の同意を得て、内閣が任命する。

2 前項の同意は、第十七條の規定にかかわらず、委員八人以上の多数による議決によることを要する。

3 理事は、総裁が任命する。

4 監事は、経営委員会が任命する。

5 総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事の任期は、二年とし、監事の任期は、三年とする。

6 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)

第二十二条 第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当する者は、役員となることができない。

(役員欠格事項)

第二十三条 内閣は、総裁又は副総裁が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

2 総裁は、理事が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

3 経営委員会は、監事が第十二條第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十四条 内閣は、総裁又は副総裁が第十五條各号の一に該当するときは、その他総裁又は副総裁が総裁又は副総裁たるに適しないと認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3 総裁は、理事が第十五條各号の一に該当する

とき、その他理事が理事たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

4 経営委員会は、監事が第十五條各号の一に該当するときは、その他監事が監事たるに適しないと認めるときは、これを罷免することができる。

(役員兼職禁止)

第二十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十六条 公社と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、経営委員会は、監事のうちから、公社を代表する者を選任しなければならない。

(代理人の選任)

第二十七条 総裁は、副総裁、理事又は公社の職員のうちから、公社の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(準用規定)

第二十八条 第十八條の規定は、役員及び職員に準用する。

第四章 財務及び会計

(総則)

第二十九条 公社の財務及び会計に関しては、この章の定めるところによる。

(事業年度)

第三十条 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(経理原則)

第三十一条 公社の財務及び会計に関しては、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理するものとする。

(予算の弾力性)

第三十二条 公社の予算には、その事業を企業的に経営することができるように、需要の急激な増加、経済事情の変動その他予測することがで

きない事態に陥ることができ、弾力性を与えるものとする。

(予算の作成及び提出)

第三十三条 公社は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該事業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、大蔵大臣と協議して必要な調整を行ない、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

4 前項の予算には、第一項に規定する添付書類を附するものとする。

(予算の内容)

第三十四条 公社の予算は、予算総則、収入支出予算、継続費及び債務負担行為とする。

(予算総則)

第三十五条 予算総則には、収入支出予算、継続費及び債務負担行為に関する総括的規定(予算に与えられる第三十二条に規定する弾力性の範囲を定める規定を含む)を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第三十九条第二項の規定による債務負担行為の限度額

二 第四十五条第二項の規定による経費の指定

三 第四十六条第一項ただし書の規定による経費の指定

四 長期借入金、短期借入金及び石炭債券の限度額

五 その他予算の実施に関し、必要な事項

(収入支出予算)

第三十六条 収入支出予算は、勘定の別に区分し、勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて更に区分する。

(予備費)

第三十七条 公社は、予見し難い予算の不足に充

てるため、公社の予算に予備費を計上することができる。

(継続費)

第三十八条 公社は、工事又は製造であつて、その完成に数事業年度を要するものについて、特に必要があるときは、経費の総額及び年割額を定め、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経て、その議決するところに従い、数事業年度にわたつて支出することができる。

(債務負担行為)

第三十九条 公社は、法律に基づくもの又は支出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもののほか、債務負担行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 公社は、前項に規定するもののほか、災害の復旧その他緊急の必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内において、債務負担行為をすることができ。

(予算の議決)

第四十条 公社の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第四十一条 政府は、公社の予算が成立したときは、ただちに、その旨を公社に通知しなければならない。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、ただちに、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

(補正予算)

第四十二条 公社は、予算作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づ

き特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

2 第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による補正予算に準用する。

第四十三条 公社が、予算上不可能な資金の支出を内容とする協定を締結したときは、政府は、その協定締結後十日以内に、その協定を実施するために必要な補正予算を国会に提出しなければならない。ただし、協定締結の日から起算して十日を経過した日に国会が閉会中であり、若しくは衆議院が解散されているとき、又は提出した補正予算が会期中に議決に至らなかつた場合において閉会中もお審査することに決しなかつたときは、次の国会召集後五日以内に、これを提出しなければならない。

2 公社は、前項の協定を締結したときは、ただちに、その協定を実施するために必要な補正予算を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、労働委員会の仲裁裁定が公社の予算上不可能な資金の支出を内容とする場合に準用する。

(暫定予算)

第四十四条 公社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算に係る事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、通商産業大臣に提出することができる。

2 第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による暫定予算に準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものとみなす。

(予算の流用)

第四十五条 公社は、予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適當かつ必要であるときは、第三十六条の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。

2 公社は、予算で指定する経費の金額については、通商産業大臣の承認を受けなければ、前項ただし書の規定によりこれを他に流用することができない。

(予算の繰越)

第四十六条 公社は、予算の実施上特に必要であるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを、翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 公社は、継続費の毎事業年度の年割額に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを、継続費に係る工事又は製造の完成年度まで、通次繰り越して使用することができる。

3 公社は、前二項の規定による繰越しをしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、通商産業大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

第四十七条 公社は、国会の議決を経た予算に基づいて、四半期ごとに資金計画を定め、通商産業大臣、大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された資金計画が国の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができない限度を、通商産業大臣を経て公社に通知しなければならない。

3 公社は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に基づいて資金計画を変更しなければならない。

(収入支出等の報告)

第四十八条 公社は、政令で定めるところにより、債務負担行為により負担した債務の金額並

びに収入し、及び支出した金額を、毎月、通商産業大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

第四十九条 公社は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日までに完結しなければならない。

第五十条 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を附して、これを決算完結後二箇月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により通商産業大臣の承認を受けたときは、その財務諸表を公告しなければならない。

第五十一条 公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、当該報告書に関する監事の意見を附し、かつ、前条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに、これを通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により報告書及び財務諸表（以下「決算書類」という。）の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する報告の形式及び内容は、政令で定める。

第五十二条 内閣は、前条第二項の規定により公社の決算書類の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算書類を、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十三条 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越し

た損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び石炭債券)

第五十四条 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は石炭債券を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金、短期借入金及び石炭債券の限度額については、予算をもって国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定により公社が発行する石炭債券の債権者は、公社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 公社は、通商産業大臣の認可を受けて、石炭債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、石炭債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条 公社は、国会の議決を経た長期借入金又は石炭債券の限度額のうち、当該事業年度において借入れ又は発行をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、支出予算の繰越額及び前事業年度から持ち越した未払金の金額の範囲内で、翌事業年度において、長期借入金をし、又は石炭債券を発行することができる。

(債務保証)

第五十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公社の長期借入金又は石炭債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証をすることができる。

(政府からの貸付け等)

第五十七条 政府は、公社に対し、長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は石炭債券の引受けをすることができる。

(国庫余裕金の一時使用)

第五十八条 政府は、前条の短期の資金の貸付けに代えて、当該事業年度内に限り、国庫余裕金を公社に一時使用させることができる。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(償還計画)

第五十九条 公社は、毎事業年度、長期借入金及び石炭債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(現金の取扱)

第六十条 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。ただし、業務上必要があるときは、政令で定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に

預け入れることができる。

2 前項本文の規定により国庫に預託する金額については、大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(財産の処分制限)

第六十一条 公社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(会計職員)

第六十二条 総裁により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に関し、総裁により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支払の請求に関し、総裁により現金の出納をする職員として任命された者（以下「現金出納職員」という。）は、現金の支払及び受領に関し、総裁により物品の出納をする職員として任命された者は、物品の引渡し及び受領に関し、それぞれ総裁を代理する。

第六十三条 総裁は、現金出納職員が、善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金を亡失し、公社に損害を与えたとき、又は総裁により物品の管理をする職員として任命された者が、故意若しくは重大な過失により、公社の物品の管理に関する法令若しくは規定に違反して物品を亡失し、若しくは損傷し、その他公社に損害を与えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた職員は、その責めを免がれるべき理由があると信ずるときは、会計検査院の検定を求めることができる。ただし、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が同項の職員に弁償の責めがないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金をただちに還付しなければならない。

(会計規程)

第六十四条 公社は、その会計に関し、この法律

及びこの法律に基づく政令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公社の事業の企業的な経営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、ただちに、これを通商産業大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(役員の給与等の基準)

第六十五条 公社は、その役員に対して支給する給与及び退職手当の基準を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(会計検査)

第六十六条 公社の会計については、会計検査院が検査する。

第五章 監督

(監督者)

第六十七条 公社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

(命令及び報告)

第六十八条 通商産業大臣は、第一条に規定する目的を達成するため特に必要があると認めるときは、公社に対し監督上必要な命令をすることができる。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公社からその業務に関する報告を徴することができる。

第六章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第六十九条 通商産業大臣は、第三条第三項及び第四項、第五十四条第一項、第三項ただし書及び第七項並びに第六十一条の認可並びに第五十九条の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第七十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(実施規定)

第七十一条 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第七十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第三条に規定する業務以外の業務を行なったとき。

三 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

四 第六十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第六十八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十三条 第七条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、石炭鉱業国有法の公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(退職手当)

第二条 この法律の施行の際現に石炭鉱業を営ん

でいる者(以下この条において「旧会社等」という。)に雇用されている者で、石炭鉱業国有法第十三条の規定により公社の職員となつたものは、旧会社等から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができない。

2 前項の公社の職員となつた者の旧会社等における在職期間は、その者が公社から受ける退職手当の計算については、公社における在職期間とみなす。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、二百億円の見込みである。

○第六十一回国会石炭対策特別委員会会議録正誤

第六号中正誤

ハ二 段行 誤 資料 正

ハ二 二 資料 誤 出ず 正

第七号中正誤

ハ二 段行 誤 閉山 正

ハ二 二 資料 誤 出ず 正

ハ二 二 資料 誤 出ず 正

ハ二 二 資料 誤 出ず 正

昭和四十四年四月二十三日印刷

昭和四十四年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局